

地方財政の諸課題について



総務省

平成27年10月
総務省自治財政局調整課長
原 邦彰

目 次

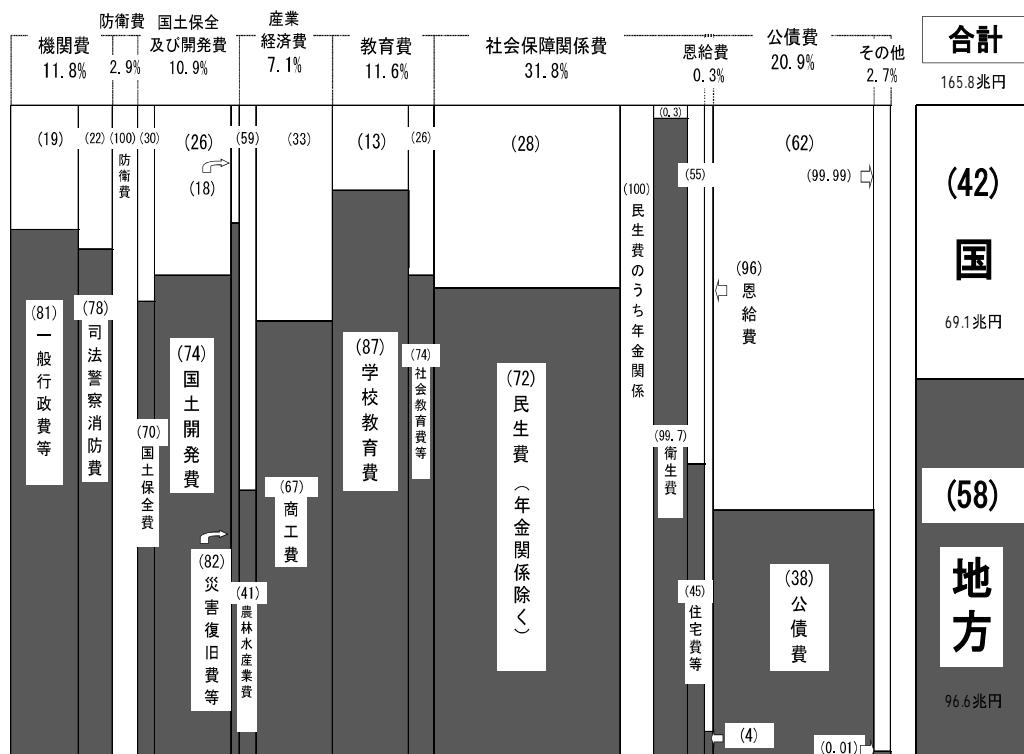
1. 国家財政と地方財政の調整について	1
2. 社会保障制度改革について	18
(1) 総論	19
(2) 子ども・子育て支援	29
(3) 医療・介護	36
(4) 国民健康保険	52
3. 幼児教育の無償化について	61
4. 障害者支援のあり方について	70
5. 新型交付金について	75
6. PPP／PFIの推進について	81
7. 地球温暖化対策の推進について	84
8. 整備新幹線について	90
9. その他	96

1. 国家財政と地方財政の調整

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成25年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

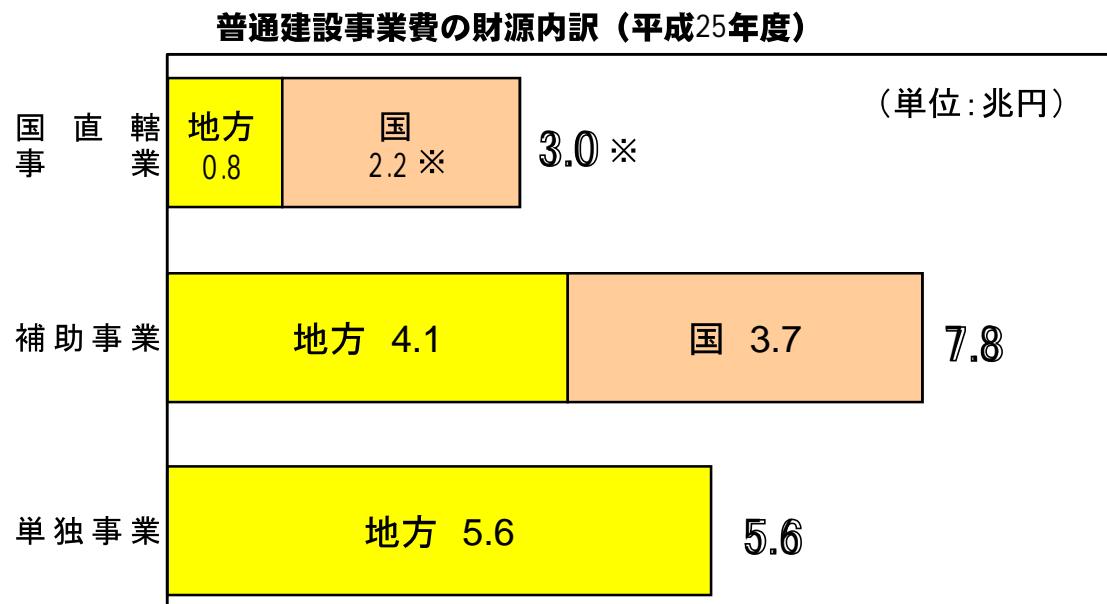
公共投資の役割分担

- 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国		高速自動車道 国道 一級河川
地方	都道府県	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
		都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

平成25年度決算額



直轄事業 ……国がみずから事業の主体として行う事業
(受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))

補助事業 ……地方の行う事業で、国家的な利害にも関連する事業について国が経費の一部を負担

単独事業 ……地方が単独で行う事業

教育の役割分担

- 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。

役割分担(例)

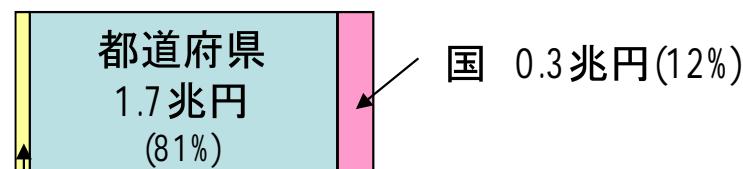
国	大学 私学助成 小・中学校教員の給与の1／3を負担
地 方	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成(幼稚園～高校) 公立大学(特定の県)
	小・中学校

平成25年度決算額

小・中学校(7.5兆円)

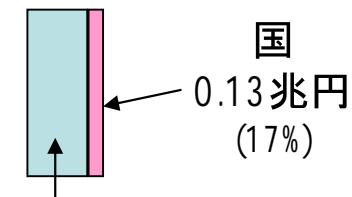


高等学校(2.1兆円)



市町村 0.1兆円 (7%)

私立高校・私立幼稚園等(0.76兆円)



社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

役割分担

国	年金	・年金給付に関する事務
地 方	保育	・保育所の運営 都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援
	介護	・介護保険事業の運営 都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援
	医療 (※)	・国民健康保険事業の運営 都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援

※医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」とび「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。

平成25年度決算額

年金 10.4兆円 ※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分

国 10.4兆円 (100%)

介護 4.7兆円

市町村	都道府県	国
1.3兆円 (28%)	1.3兆円 (28%)	2.1兆円 (44%)

医療(例：国民健康保険) 4.8兆円

市町村	都道府県	国
0.4兆円 (8%)	1.1兆円 (23%)	3.3兆円 (69%)

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

治安等の役割分担

- 防衛：国の役割
- 警察：都道府県の役割
- 消防：市町村の役割

役割分担

国	防衛	•自衛隊の管理・運営 •外国軍隊の駐留に伴う事務
都道府県	警察	•犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 •交通の取締 国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援
地方	消防	•火災現場等での火災の鎮圧 •地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除 都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整 国：消防制度の立案、市町村に対する財政支援

平成25年度決算額

防衛 4.8兆円

国 4.8兆円
(100%)

警察 3.4兆円

都道府県 3.1兆円
(90%)

国 0.3兆円 (10%)

消防 2.5兆円

市町村 2.3兆円
(90%)

都道府県 0.2兆円 (9%)
<東京のみ都が実施>

国 0.04兆円 (1%)

※ 都道府県及び市町村の金額は、国庫支出金を除いた数値である。

地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入：超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出：国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- ・国庫補助関連事業(約31.7兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

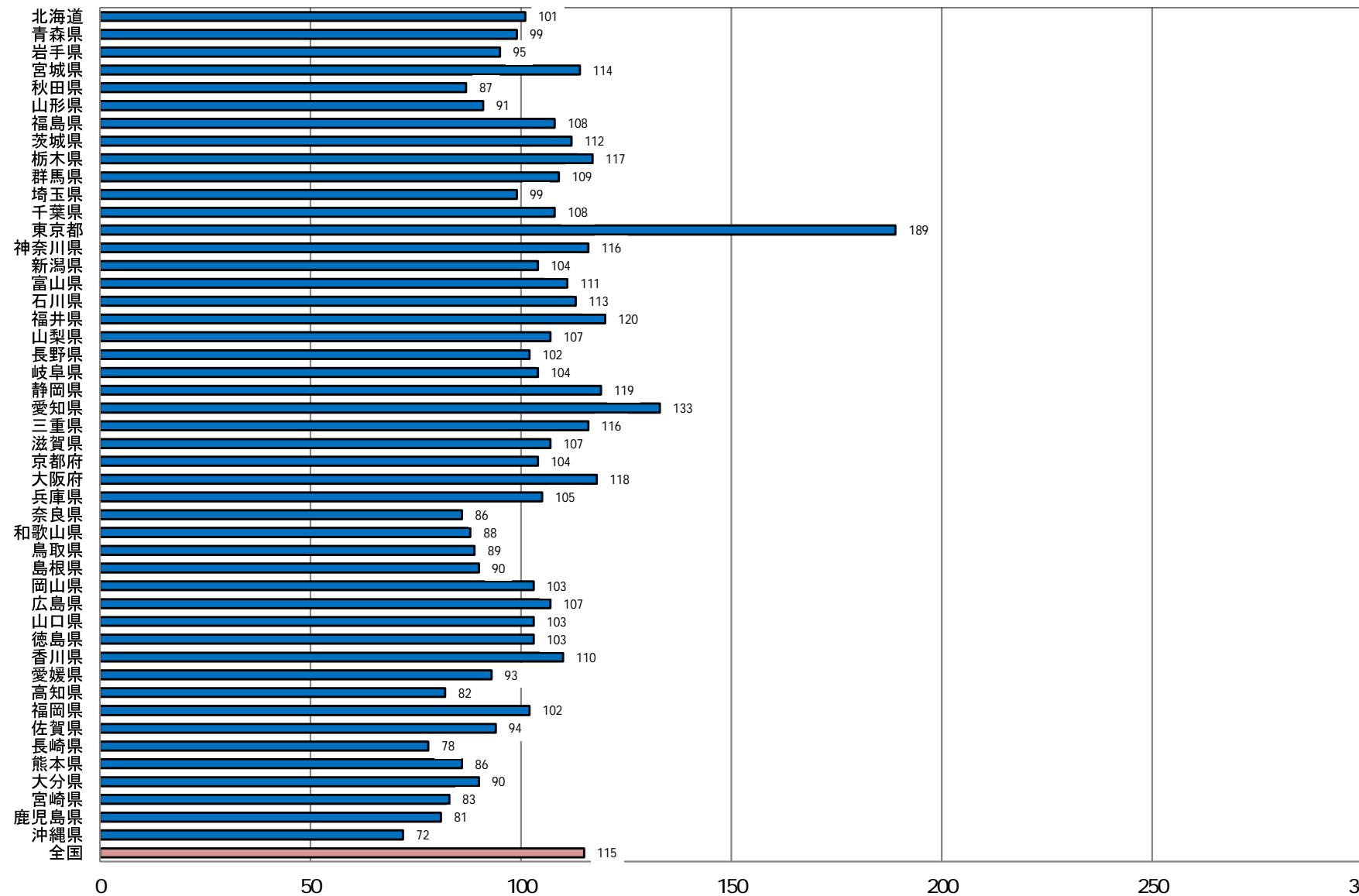
地方財政計画(平成27年度)【85兆2,710億円】			(単位:億円)
補助等 単独 57.2% 42.8%	給与関係経費 203, 351	補 助 56, 801	国 費 15, 555
			地 方 費 41, 246
			地 方 費 50, 265 ←
		地方単独 146, 550	地 方 費 96, 285
	一般行政経費 350, 589	補 助 185, 490	国 費 83, 794
			地 方 費 101, 696
		地方単独 139, 964	国の事業団等への出資金等 1, 857
			地 方 費 138, 107
		国保・後期高齢者 15, 135	地 方 費
直轄事業負担金 補助 単独 5.2% 46.8% 48.0%	まち・ひと・しごと 創生事業費 10, 000		地 方 費
		地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 8, 450	地 方 費
	投資的経費 110, 010	直轄・補助 (公共事業等) 57, 252	直轄事業負担金 5, 755
			国 費 26, 271
		地方単独 52, 758	地 方 費 25, 226
	公 債 費 129, 512		
	公営企業操出金 25, 397		
	企 业 債 の 元 利 償 還 に 係 る も の 上 記 以 外		
	そ の 他 25, 401		

都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、平成25年度では、人口一人当たり税額でみると東京の18.9万円に対し、沖縄県は7.2万円と2.6倍の格差が生じている。

平成25年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民
にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の
固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%

特別交付税＝交付税総額の 6%

※ 平成26年度の交付税法等改正法により、平成27年度まで上記割合を継続

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付

ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。

特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付

ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

普通交付税の算定方法

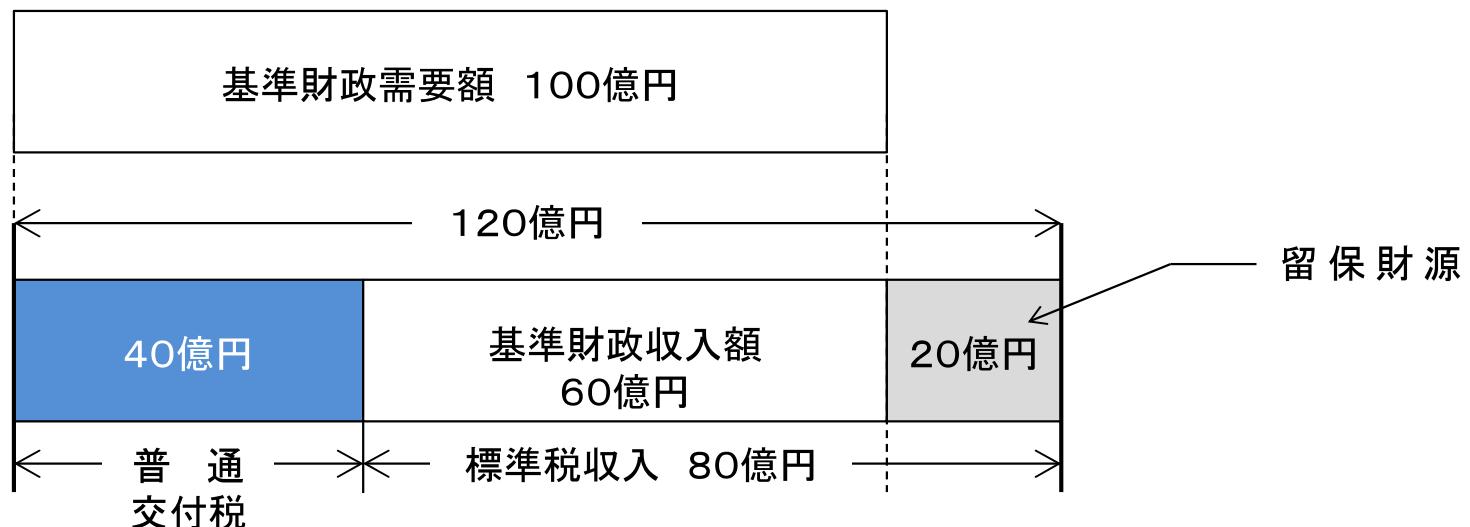
普通交付税は、標準的な財政需要(基準財政需要額)が標準的な財政収入(基準財政収入額)を超える団体に対して交付

- 基準財政需要額 = 各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額
 単位費用(単価) × 測定単位(国勢調査人口等) × 補正係数

〔 人口規模や
 人口密度による
 コスト差等を反映 〕

- 基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 75%(譲与税については100%)

- 算定例



普通交付税の算定項目と測定単位（平成27年度）

【道府県分】

項目		測定単位	単位費用(円)
一 警察費		警察職員数	8,482,000
二 土木費		道路の面積	151,000
1 道路橋りょう費		道路の延長	1,931,000
2 河川費		河川の延長	168,000
3 港湾費		港湾係留施設の延長	27,800
		外郭施設の延長	6,210
		漁港係留施設の延長	10,800
		外郭施設の延長	6,000
4 その他の土木費		人口	1,430
三 教育費		教職員数	6,223,000
1 小学校費		教職員数	6,265,000
2 中学校費		教職員数	6,665,000
3 高等学校費		生徒数	58,900
4 特別支援学校費		教職員数	6,118,000
		学級数	2,098,000
5 その他の教育費		人口	1,930
		公立大学等学生数	214,000
		私立学校等生徒数	279,500
四 厚生労働費		町村部人口	9,250
1 生活保護費		人口	13,500
2 社会福祉費		人口	14,900
3 衛生費		65歳以上人口	53,100
4 高齢者保健福祉費		75歳以上人口	103,000
5 労働費		人口	480
五 経済費		農家数	110,000
1 農業行政費		公有以外の林野の面積	4,780
2 林野行政費		公有林野の面積	15,200
3 水産行政費		水産業者数	311,000
4 商工行政費		人口	2,080
六 総務費		世帯数	6,060
1 徴税費		恩給受給権者数	1,103,000
2 恩給費		人口	625
3 地域振興費		人口	1,530
七 地域経済・雇用等対策費		人口	950
八 地域の元気創造事業費		人口	1,700
九 人口減少等特別対策事業費		人口	11,220
包括算定経費		面積	1,269,000

【市町村分】

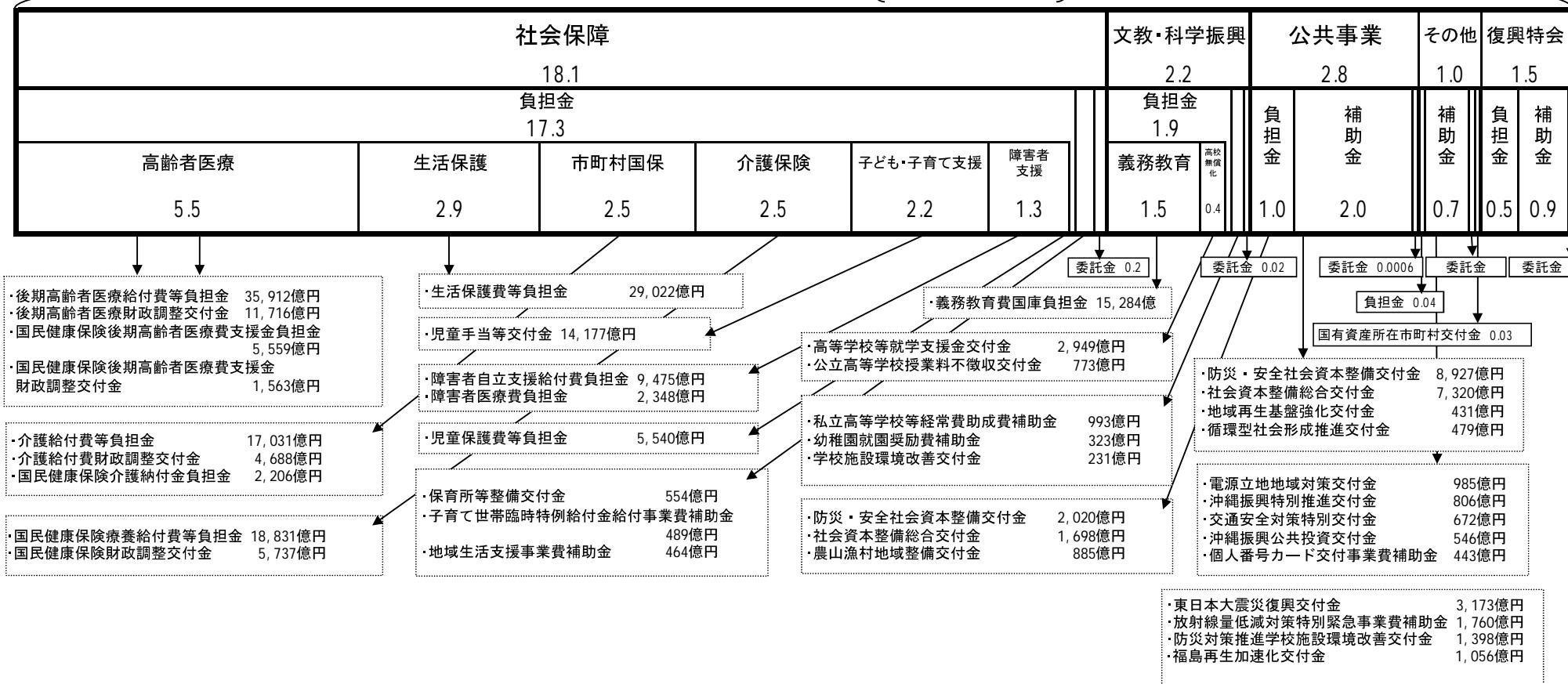
項目		測定単位	単位費用(円)
一 消防費		人口	11,300
二 土木費		道路の面積	76,600
1 道路橋りょう費		道路の延長	190,000
3 港湾費		港湾係留施設の延長	26,500
		外郭施設の延長	6,210
4 公園費		漁港係留施設の延長	10,900
5 下水道費		外郭施設の延長	4,380
6 その他の土木費		都市計画区域における人口	942
三 教育費		人口	533
1 小学校費		都市公園の面積	36,300
2 中学校費		人口	94
3 高等学校費		人口	1,720
4 その他の教育費		児童数	43,900
		学級数	820,000
		学校数	9,228,000
5 清掃費		生徒数	41,300
6 その他の教育費		学級数	1,008,000
7 地域経済費		学校数	9,126,000
8 地域の元気創造事業費		教職員数	6,780,000
9 人口減少等特別対策事業費		生徒数	73,100
10 包括算定経費		人口	5,060
11 包括算定経費		幼稚園等の小学校就学前子どもの数	366,000
12 包括算定経費		市部人口	9,520
13 包括算定経費		人口	20,500
14 包括算定経費		人口	7,900
15 包括算定経費		65歳以上人口	70,200
16 包括算定経費		75歳以上人口	90,300
17 包括算定経費		人口	5,070
18 包括算定経費		農家数	79,600
19 包括算定経費		林業及び水産業の従業者数	250,000
20 包括算定経費		人口	1,320
21 包括算定経費		世帯数	4,540
22 包括算定経費		戸籍数	1,210
23 包括算定経費		基本台帳数	2,020
24 包括算定経費		人口	1,830
25 包括算定経費		面積	1,043,000
26 包括算定経費		人口	1,410
27 包括算定経費		人口	2,530
28 包括算定経費		人口	3,400
29 包括算定経費		人口	20,180
30 包括算定経費		面積	2,467,000

地方団体向け国庫補助負担金等（一般会計及び特別会計、27年度予算）

25.7兆円

負担金	20.6
補助金	4.7
委託金	0.3

(単位:兆円)

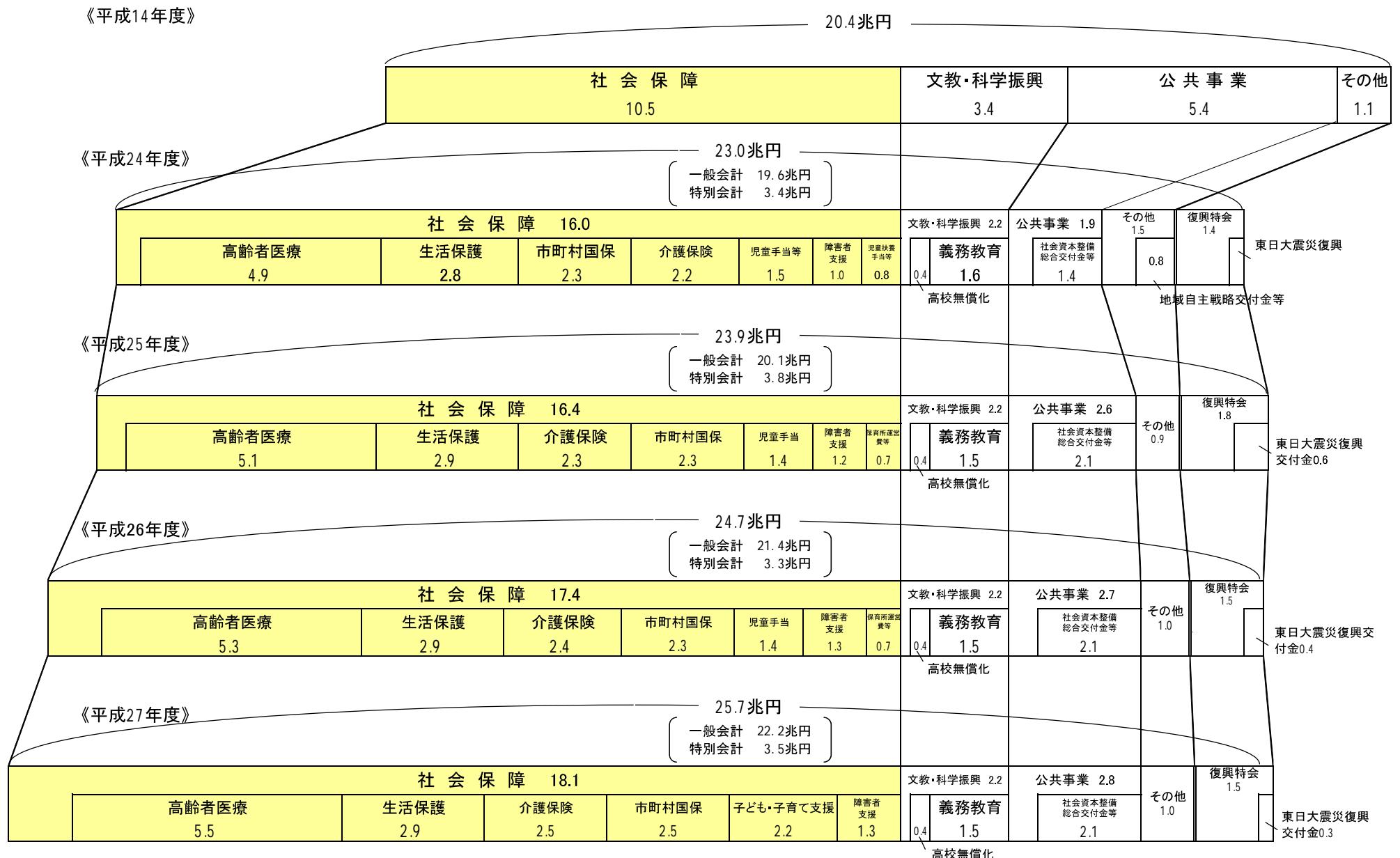


※ 財務省資料をベースに総務省推計。

※ 内は、主な補助金等を例示。

※ 端数処理の結果、各区分の積み上げと合計が一致しない箇所がある。

地方向け補助金等の全体の姿



平成28年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

趣旨

- 毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ
- 各府省の概算要求に反映させるため、地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見を踏まえて選定

平成28年度の申入れ項目

- 申入れ項目数 24件（平成27年度 29件）
- 申入れ項目の類型
 - ① 超過負担の解消など国の財政措置を求めるもの 13件
 - ② 地方の意見や地方分権改革の観点等を踏まえ、現行制度の改正を求めるもの 4件
 - ③ 関連する閣議決定等の遵守を求めるもの 8件
 - ④ 新たな制度の創設に向けた検討等にあたり、地方意見の尊重を求めるもの 6件

※1項目で複数類型の申入れを行うものもあり、申入れ項目数とは一致しない。

平成28年度予算申入れの主な内容

1. 社会保障関連分野

社会保障制度改 革関連	社会保障制度の更なる改革	社会保障の多くを担う地方の意見を十分に踏まえること
	医療・介護サービスの提供体制改革等の円滑な遂行	医療費適正化基本方針や医療・介護サービスの提供体制のあり方を検討する際には、高齢化率など地域の構造的な要因に十分留意すること
	国民健康保険制度の持続可能性の確保等	都道府県が財政運営の主体となる新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用、財政支援の詳細について、地方と十分に協議すること
	子ども・子育て支援に係る財政措置等	新制度の施行状況の把握に努め、必要に応じ、適切な運用改善措置を講じるなど、円滑な新制度の定着を図ること
その他	乳幼児医療費に係る国庫負担金減額措置の見直し等	国民健康保険に係る国庫負担金減額措置について早急に検討を行い、廃止するなどの見直しを行うこと
	障害者支援のあり方の見直し等	障害者支援のあり方の見直しに際し、地方の意見を踏まえた上で、制度の安定的な運営が可能となるよう必要な措置を講じること

2. 社会保障関連以外の分野

東日本大震災の復旧・復興及び国土強靭化等の推進	東日本大震災からの復旧・復興について、復興・創生期間の事業が円滑に推進されるよう適切な措置を講じること及び国土強靭化等に係る所要の財源を確保すること
まち・ひと・しごと創生の新型交付金の制度設計	制度設計に際し、地方の意見を十分に踏まえ、地方の予算編成に支障を来さないよう、その内容等を早期に示すこと
PPP／PFIの推進	地方公共団体におけるPPP／PFIの導入を推進するため、専門家の派遣、優良事例の普及等所要の措置を講じること
地球温暖化対策の推進	地方の地球温暖化対策に関する財源確保、特に森林吸収源対策の新たな仕組みの導入について検討し、結論を得ること

平成28年度各府省への申入れ事項一覧

1 共通事項

- I 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化
 - 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
 - 2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等
 - 3 国庫補助負担金の整理合理化等
- II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等
 - 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等
 - 2 国と地方公共団体の財政負担の適正化
 - 3 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力等
- III 東日本大震災の復旧・復興の推進及び国土強靭化、防災・減災対策の推進

2 個別事項

<内閣官房>

- 1 社会保障制度の更なる改革
- 新 2 まち・ひと・しごと創生の新型交付金の制度設計

<内閣府>

- 1 自殺対策に係る財政措置
- 新 2 PPP/PFIの推進（同旨 文部科学省、環境省）

<文部科学省>

- 1 教職員定数の増加の抑制
- 2 特別支援教育就学奨励事業に係る超過負担の解消

<厚生労働省>

- 1 医療・介護サービスの提供体制改革等の円滑な遂行
- 2 国民健康保険制度の持続可能性の確保等
- 3 子ども・子育て支援に係る財政措置等（同旨 内閣府、文部科学省）
- 新 4 乳幼児医療費に係る国庫負担金減額措置の見直し等
- 新 5 予防接種に係る財政措置等
- 新 6 障害者支援のあり方の見直し等

<農林水産省、国土交通省>

- 1 直轄事業の見直し
- 2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

<林野庁>

- ・ 林業公社の抜本的な経営対策等

<環境省、林野庁、資源エネルギー庁>

- ・ 地球温暖化対策の推進

<環境省>

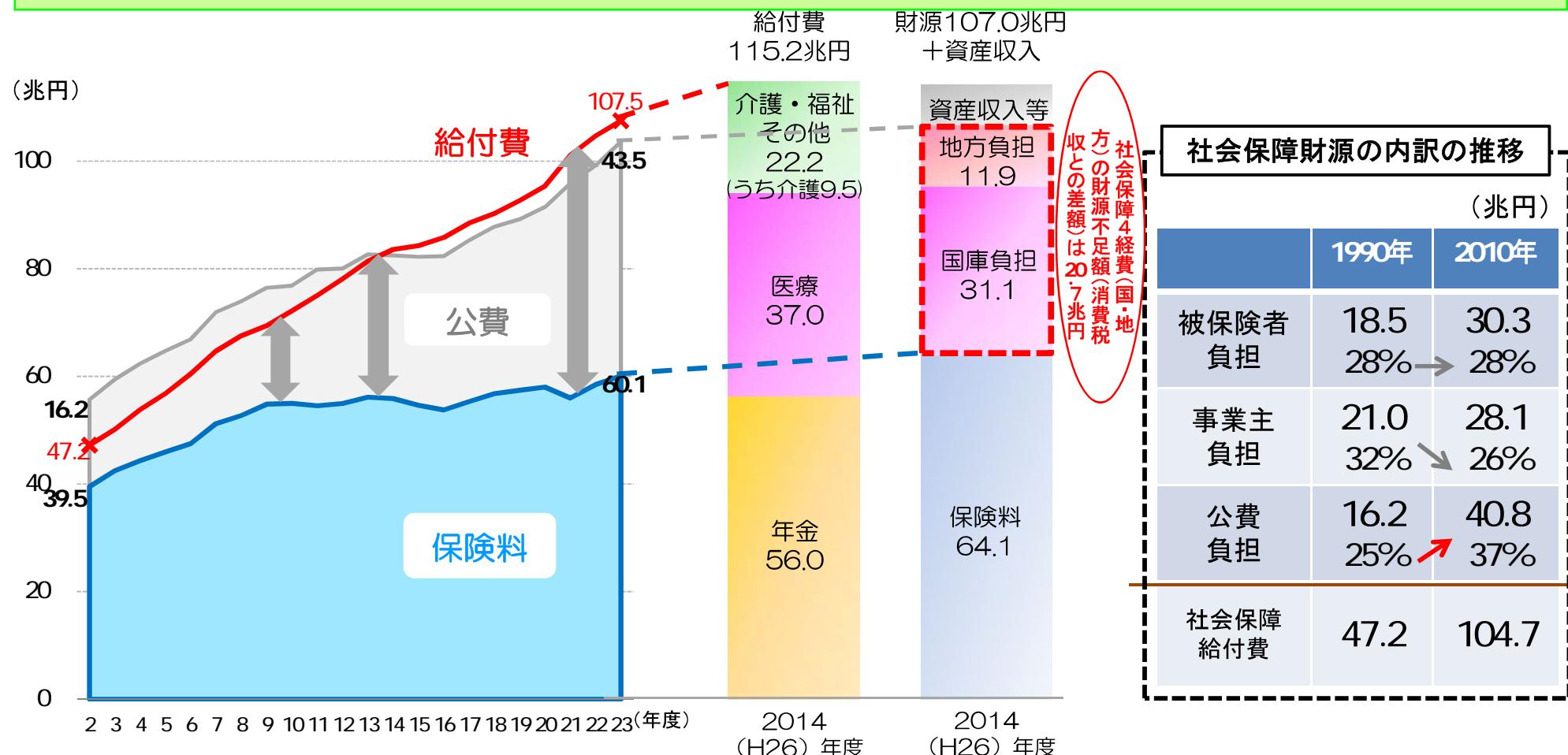
- 新 ・ 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障除去等に係る財政負担

2. 社会保障制度改革

(1) 総論

社会保障給付費の増に伴う公費負担の増

- わが国社会保障制度は、社会保険方式を探りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担（税財源で賄われる負担）に相当程度依存している。
- その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中している。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス（社会保障制度の持続可能性）が損なわれ、将来世代に負担を先送りしている（=財政悪化の要因）。



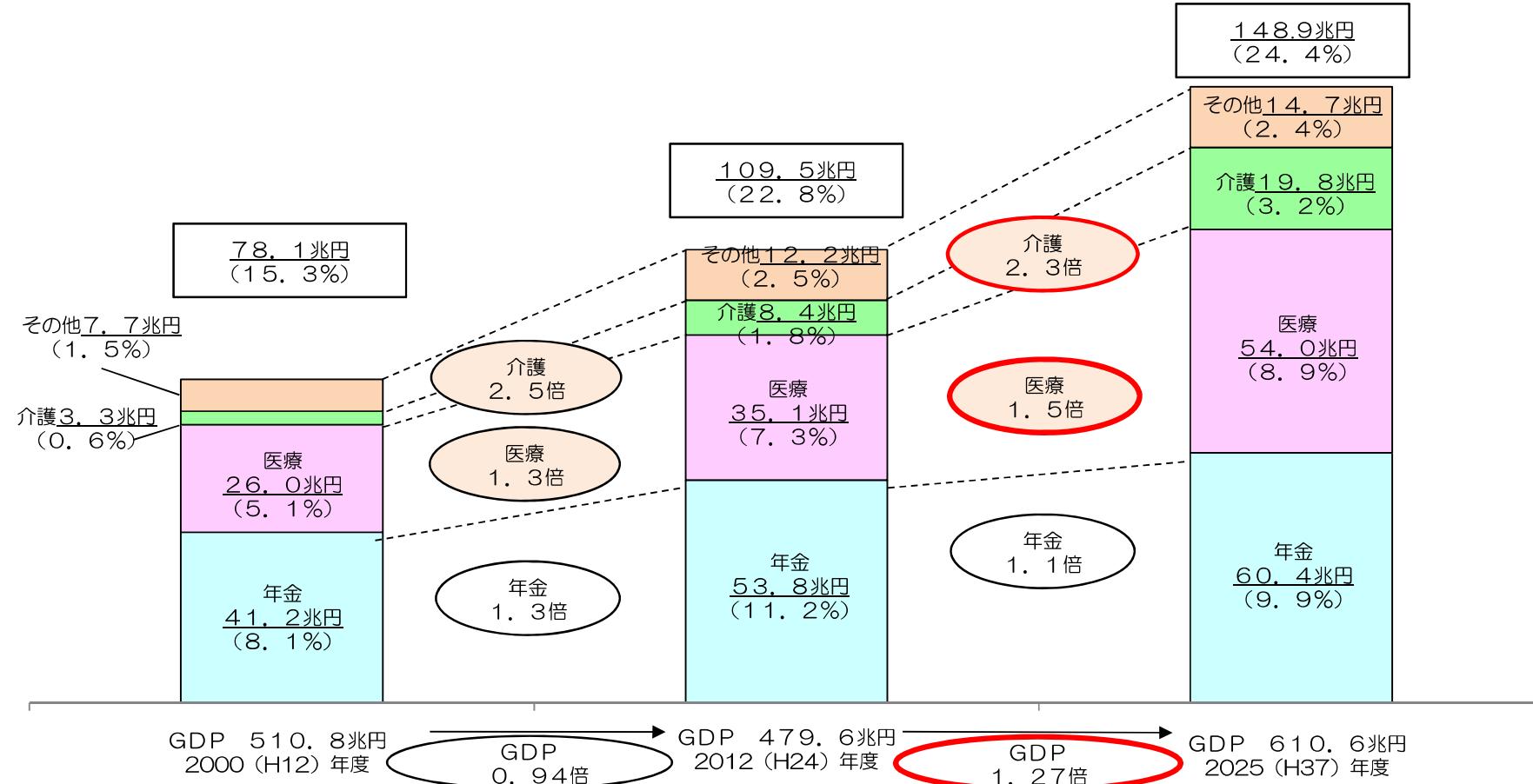
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」。2014(H26)年度は厚生労働省(当初予算ベース)による。

(注) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。

社会保障給付費の見通し

財政健全化計画等に関する建議
(平成27年6月1日 財政制度等審議会) 参考資料

- 2025 (H37) 年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる「超高齢社会」を迎える。医療・介護のニーズもピークに向かう。
- 社会保障給付は、高齢化とともに今後も急激な増加が見込まれ、税・社会保険料といった国民負担の増大が見込まれる。特に、医療・介護分野における給付の増加が顕著であり、国民負担(財源調達力)のベースとなるGDPの伸び(消費税収)及び現役世代の負担能力の伸び(保険料収入)を上回って増加の見通し。



(出典)2000年度における社会保障給付費は国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」、GDPは内閣府「国民経済計算」による。2012年度及び2025(H37)年度における社会保障給付費及びGDPはH24年3月30日厚労省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(H24年3月)」による。

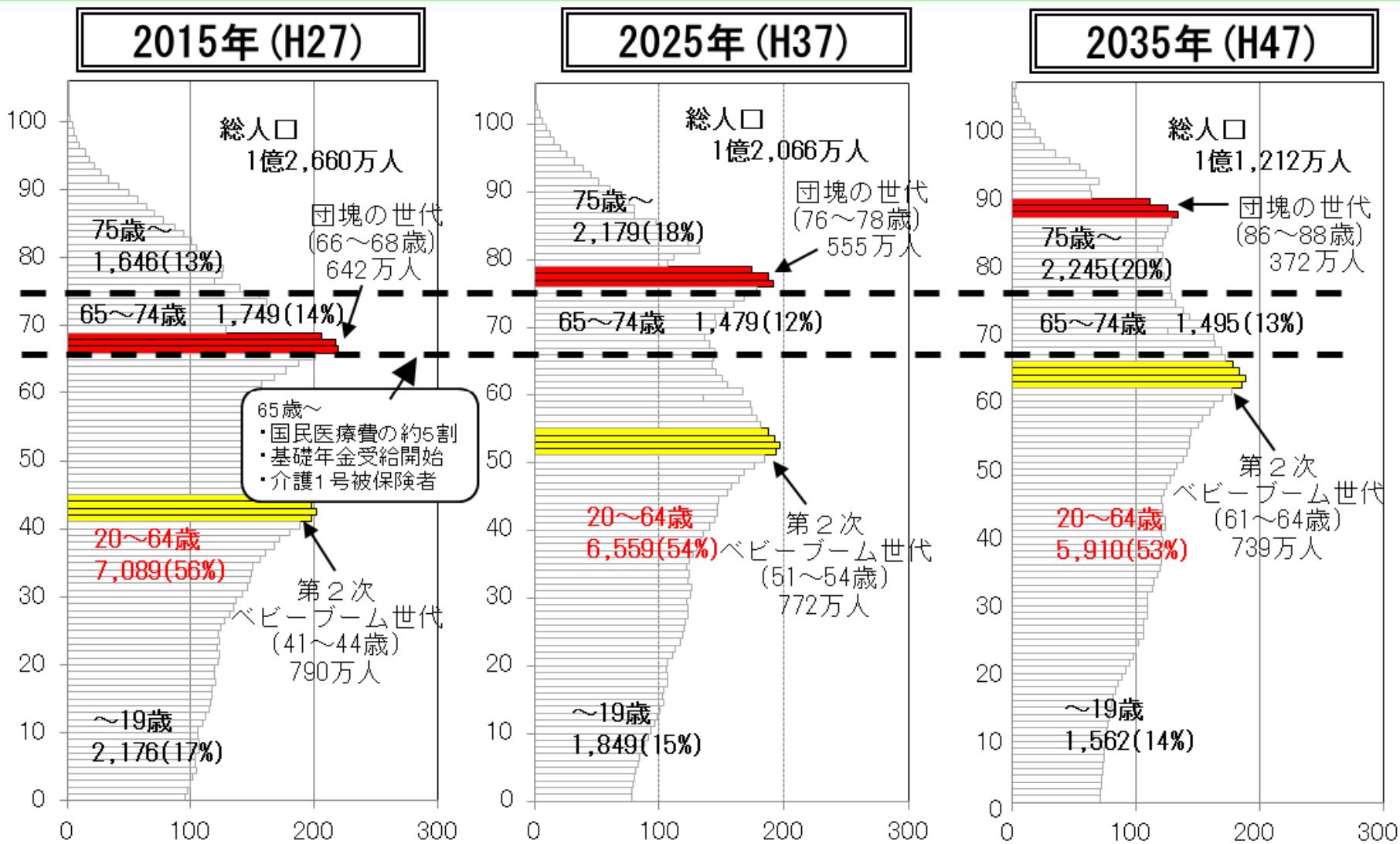
(注1)表記額は実額、()内の%表示はGDP比。

(注2)「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。

今後の人口動態

平成27年4月27日
財政制度等審議会財政制度分科会 参考資料

- 2025年には団塊の世代（1947～49年生まれ）が後期高齢者（75歳～）に移行し、高齢化率は継続的に上昇し、平均年齢も継続的に上昇することとなる見込み。



(注)団塊の世代は1947～49(S 22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S 46～49)生まれ。

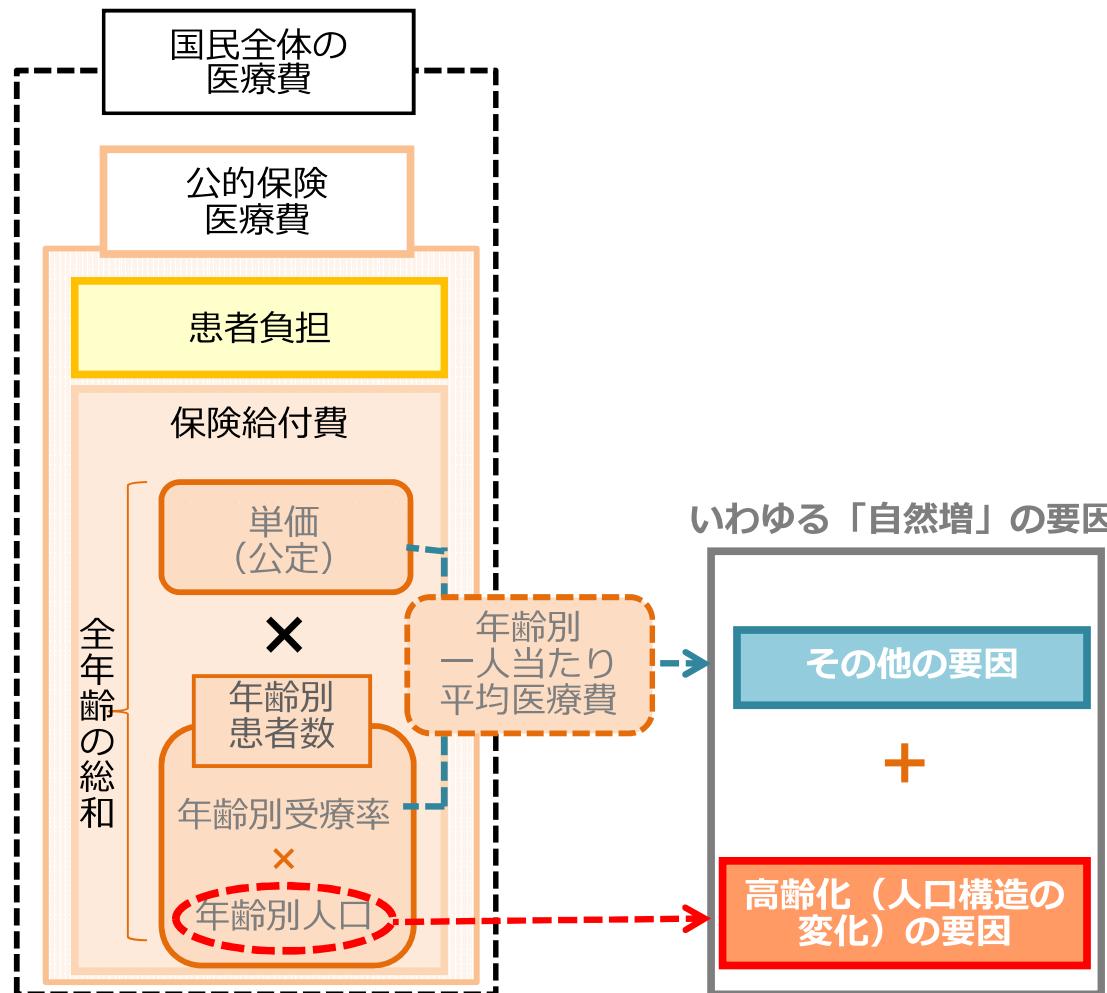
(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

社会保障の自然増の要因と考え方

財政健全化計画等に関する建議
(平成27年6月1日 財政制度等審議会) 参考資料

- 社会保障関係費の伸びは、高齢化（人口構造の変化）に伴う伸びとその他の要因（医療の高度化等に伴う単価増等）に伴う伸びに分かれる。このうち、「高齢化に伴う伸び」はやむを得ない増だが、「その他要因に伴う伸び」に相当する部分は、社会保障以外の経費と同様、制度改革や効率化等に取り組むことにより、伸びを抑制していくことが必要。

《イメージ（医療の場合）》



「他の要因」改革の視点

必要な医療の高度化等を取り込みつつ、制度改革や効率化等にセットで取組み、全体として抑制

- 公的保険給付の範囲の見直し
- 単価
 - ・サービス単価の抑制
 - ・医療の高度化に対する適正な評価
- 受療率
 - ・医療提供体制の改革（過剰病床の削減、入院期間の短縮化等）
 - ・医療の無駄（重複受診・多剤投与等）の排除などの効率化の取組み
 - ・健康・予防の推進
- 負担
 - ・年齢・就業先に関わらず負担能力に応じた公平な負担

社会保障・税一体改革による社会保障制度改革のスケジュールについて

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
消費税	● 8%への引上げ			● 10%への引上げ	
子ども・子育て支援	● 保育緊急確保事業	子ども・子育て支援新制度			
医療・介護	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療報酬改定 ● 地域医療介護総合確保基金 国 (3/31ガイドライン) → 县 (地域医療構想策定) → 国 (療養病床の在り方等に関する検討) → 国 (基本方針) → 县 (医療費適正化計画策定) → 国 (基本指針) → 县・市 (介護計画策定) ● 地域支援事業の充実 ● 介護職員処遇改善 ● 介護保険料低所得者軽減 (一部実施) → (完全実施) ● 国保低所得者保険料軽減等 ● 難病・小児慢性特定疾病の制度確立 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護報酬改定 ● 診療報酬改定 ● 診療報酬改定 ● 第7次医療計画 (地域医療構想含む) ● 第3次医療費適正化計画 ● 第7期介護保険事業計画 ● 国保都道府県化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 診療報酬改定 ● 介護報酬改定 	
年金	● 遺族基礎年金の父子家庭への拡大			<ul style="list-style-type: none"> ● 年金生活者支援給付金 ● 受給資格期間の短縮 	

消費税率（国・地方）10%への引上げ時期の変更に伴う対応

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律】

- 消費税率(国・地方)10%への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更。
- 消費税に係る地方交付税率を変更。
(改正前：㉗ 20.8% ㉘ 以降 19.5% → 改正後：㉗・㉘ 22.3% ㉙ 以降 19.5%)
- 税制抜本改革法（地方）附則第19条第3項を削除。
- 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

【改正後】

	～平成26年 3月31日	平成26年4月1日～平成29年3月31日			平成29年度以降
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
地方消費税率 ※消費税率換算	1 % (消費税額の25/100)		1.7% (消費税額の17/63)		2.2% (消費税額の22/78)
国の消費税率	4 %		6.30%		7.80%
うち交付税分 (法定率)	1.18% (国の消費税の29.5%)		1.40% (国の消費税の22.3%)		1.52% (国の消費税の19.5%)
合計	5 %		8 %		10%
地方分合計	2.18%		3.10%		3.72%

地方財政計画における地方分の消費税収と社会保障経費の明示

平成27年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（抜粋）

[第189回国会(常会)提出]

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳(通常収支分)

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

① 社会保障施策に要する経費	19兆2, 859億円
② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付	13兆 404億円

(2) (1)に対応する地方の歳入

平成26年4月1日から引き 上げられた地方消費税分	消費税の地方 交付税法定率分	計
1兆9, 155億円	3兆8, 160億円	5兆7, 315億円

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について (平成26年1月24日付総税都第2号)

1 消費税率(国・地方)引上げの趣旨

- 主として「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)の財源確保

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

「地方税法第72条の116」

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする。

2 趣旨を踏まえ求められる対応

① 社会保障財源の確保

- 引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む。)を全て社会保障施策に要する経費に充てる。
- 事務費や事務職員の人事費等には充てない。

② 住民に対する説明責任

- 上記経費への引上げ分の地方消費税の充当について、予算書や決算書の説明資料等において明示。

(参考) 国の対応

- ・消費税(国分) : 予算総則に消費税の収入が充てられる経費の範囲を規定するとともに、消費税(国分)と社会保障4経費の総額を比較。
- ・消費税(地方分) : 引上げ分の地方消費税及び交付税法定率分の総額を、社会保障施策に要する経費、社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付の総額それぞれと、地方財政計画・決算において比較。

消費税・地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割の拡大について

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して検討する。

○個人事業者に係る消費税・地方消費税等の申告書収受等の取組の推進について(平成25年3月6日付総税第10号)(抄)

1 申告書の収受等の体制整備

国、都道府県及び市（区）町村は、個人事業者に係る消費税・地方消費税及び所得税の申告書の収受等について、これまで、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について（平成9年3月21日自治税企第10号）」等に従い、執務上の必要な相互協力を推進し、その適切かつ円滑な実施を図ってきたところであるが、各地方団体においては、今一度、こうした取組が納税者の利便性の向上を図る上で重要なものであることを踏まえ、以下に掲げる事項について、体制整備を積極的に進めること。

(1) 申告書の収受等

申告書の収受、納税相談、申告説明会の開催、申告書用紙の送付及び申告書用紙の備付けについては、既に、国、都道府県及び市（区）町村間において、相互協力が図られているところであるが、今後とも一層適切かつ円滑な推進に努めるものとする。

(2) 子ども・子育て支援

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法
平成27年4月に本格施行



◆ 主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

子ども・子育て支援新制度について

【目的】

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
 - ・幼保連携型認定こども園の改善(認可・指導監督の一本化等)
 - ・就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一体化(施設型給付の創設)
- 地域の子育て支援の充実
 - ・家庭的保育などの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)
 - ・市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談など子育て支援を充実
- 待機児童対策の推進
 - ・幼保連携型認定こども園を中心に、小規模保育、家庭的保育など、多様な保育の充実等により保育を量的に拡大

【現行】

	認可主体	財政措置
幼稚園	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成(都道府県→幼稚園) ・幼稚園就園奨励費補助 (市町村→保護者)
保育所	都道府県、指定都市、中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営費負担金 (市町村→保育園)
認定こども園	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成(都道府県→園) ・幼稚園就園奨励費補助 (市町村→保護者) ・保育所運営費負担金 (市町村→園)
認可外・小規模保育等	—	一部、奨励補助金あり

【新制度】

	認可主体	確認主体	財政措置
幼稚園	都道府県	全ての市町村	施設型給付 市町村 ↓ 施設 (法定代理受領)
保育所	都道府県、指定都市、中核市		
認定こども園	(幼保連携型の認可) 都道府県、指定都市、中核市 (幼稚園型等の認定) 都道府県		
地域型保育	全ての市町村		地域型保育給付 (市町村)

※ 私立保育所は、市町村が施設に対して委託費として支払う。

※ 公立施設に対する施設型給付は、全額地方負担。

※ 新制度に移行しない私立幼稚園は、現行の財政スキーム(私学助成+就園奨励費補助)となる。

(国と地方の負担割合)

【新制度で設ける給付と事業】

子ども・子育て支援給付 (個人に対する給付として実施)	義務的現金給付	・児童手当	2:1
	義務的現物給付	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付(幼保連携型認定こども園等への給付) ・地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育等への給付) 	1:1
地域子ども・子育て支援事業 (市町村の事業として実施)	裁量的現物給付	・地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等)	1:2 31

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改革を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育訪問支援事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業(新規)
- ・多様な主体参入促進事業(新規)

国・地方の負担（補助）割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1／2	1／4	1／4	(注1)
	公立	—	—	10／10	
地域型保育給付(公私共通)		1／2	1／4	1／4	
地域子ども・子育て支援事業		1／3	1／3	1／3	妊婦健康診査、延長保育事業 (公立分)のみ市町村10／10

(注1)1号給付に係る国、地方の負担については、経過措置有り。

(注2)従来の私立保育所の運営費及び地域子ども・子育て支援事業に係る指定都市及び中核市を対象とする費用負担の大都市特例は廃止される。

平成27年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 子ども・子育て会議において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された質の向上事項はすべて実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	3,097億円	2,030億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 5,127億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抄）
(平成24年6月15日　自由民主党・公明党・民主党　社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

- ⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）抜粋

附則

（財源の確保）

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

（平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力すること。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

（平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定）（抜粋）

5 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7兆円）を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抜粋）

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

（略）子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源（0.7兆円）では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 経済財政運営と改革の基本方針2014

～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日）（抜粋）

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

（略）新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

(3) 医療・介護

プログラム法に基づく改革推進体制について

厚生労働省資料(一部加工)

社会保障制度改革推進本部

(総理及び関係6閣僚)

- 当面の改革の総合的・計画的な推進
- 当面の改革の実施状況の検証
- 改革推進会議における検討等に基づく改革の企画立案等

※ 平成26年1月12日施行

- ⇒ 第1回:平成26年 2月14日 (一体改革関連法案及び予算等)
第2回:平成26年 7月 1日 (専門調査会の設置)
第3回:平成27年 1月13日 (医療保険制度改革骨子等)

医療・介護情報の活用による 改革の推進に関する専門調査会

(有識者 15名)

- 地域横断的な医療・介護情報の活用方策等の調査・検討

ワーキンググループ(WG)
(委員から選任(6名))

- ⇒ 専門調査会: 平成26年8月から平成27年6月まで、計5回開催
W G: 平成26年9月から平成27年9月まで、計13回開催

社会保障制度改革推進会議

(有識者11名)

- 2025年を展望し、中長期的に持続可能な制度の確立のための改革の総合的な検討

※ 平成26年6月12日施行

- ⇒ 第1回:平成26年 7月17日 (推進会議の役割等)
第2回:平成26年10月10日 (子ども・子育て、年金)
第3回:平成26年11月 6日 (医療・介護)
第4回:平成27年 4月10日 (医療保険制度改革)
第5回:平成27年 8月 3日 (専門調査会第一次報告等)

伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究科教授

遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授

大日向雅美 恵泉女子大学大学院平和学研究科教授

権丈 善一 慶應義塾大学商学部教授

神野 直彦 東京大学名誉教授

清家 篤 慶應義塾長

武田 洋子 三菱総合研究所政策・経済研究センター
主席研究員 / チーフエコノミスト

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授

宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員

山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

平成27年6月15日 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会資料

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
(→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・ 地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
・ 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

【現 状:2013年】

134.7万床（医療施設調査）



病床機能報告
123.4万床
[2014年7月時点]*



【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合 152万床程度

2025年の必要病床数（目指すべき姿）
115～119万床程度※1

機能分化・連携
地域差の縮小



NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数

29.7～33.7万人程度※3

医療資源投入量が少ないなど、一般病床・疗養病床以外でも対応可能な患者を推計

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

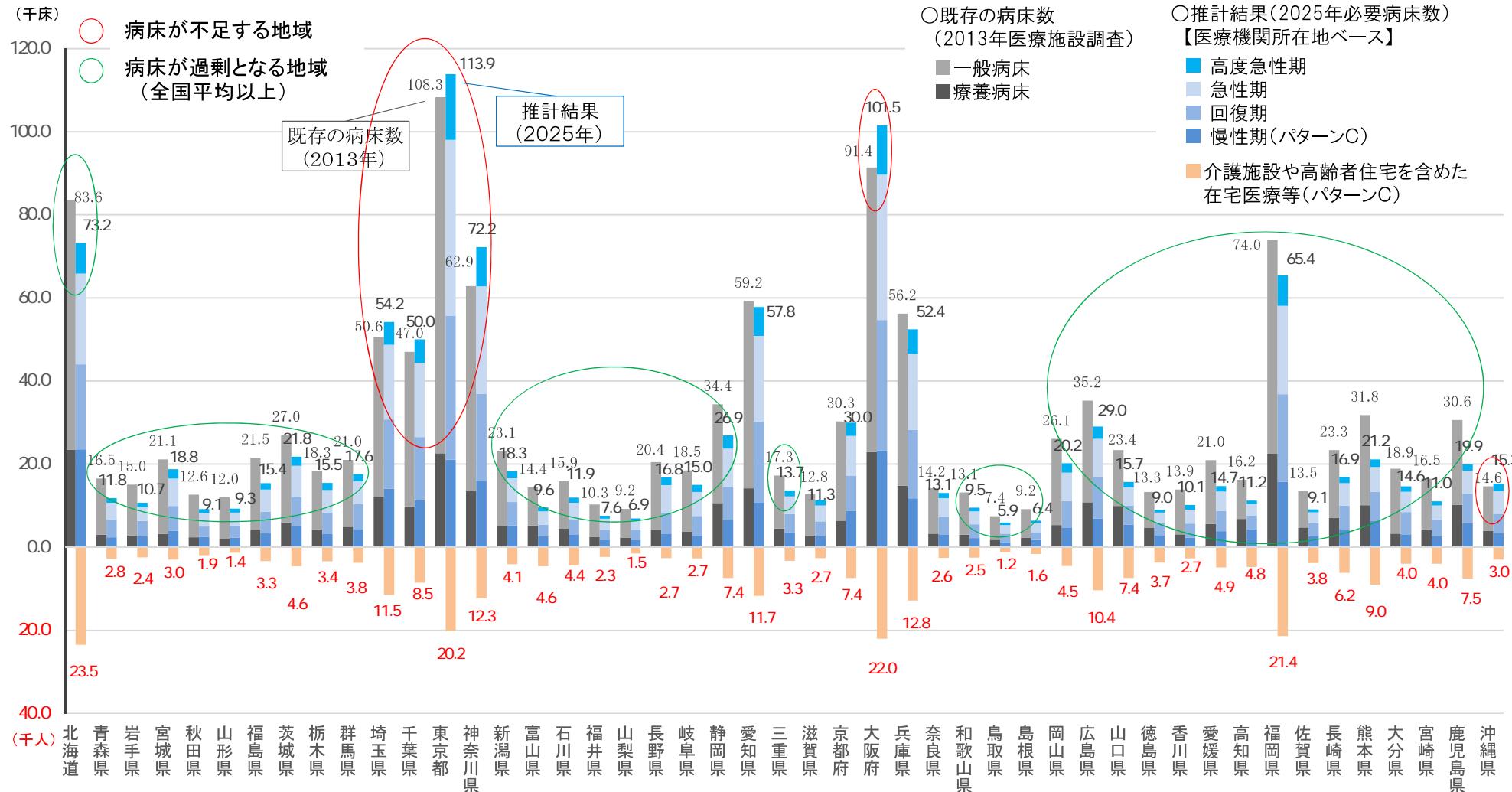
※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(都道府県別・医療機関所在地ベース)

平成27年6月15日 医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会資料

- 一般病床と療養病床の合計値で既存の病床数と比較すると、現在の稼働の状況や今後の高齢化等の状況等により、2025年に向けて、不足する地域と過剰となる地域がある。
- 概ね、大都市部では不足する地域が多く、それ以外の地域では過剰となる地域が多い。
- 将来、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等で追加的に対応する患者数も、大都市部を中心に多くなっている。



3. 慢性期の医療ニーズに対応する医療・介護サービスの確保について

平成27年8月3日 社会保障制度改革
推進会議 厚生労働省資料(一部加工)

基本的考え方

- 今後10年間の慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な慢性期の病床の確保とともに、在宅医療や介護施設、高齢者住宅を含めた医療・介護サービスの確保が必要。病床の機能分化・連携の推進と同時に、こうした医療・介護サービスの確保を着実に進める。

(1) 基金を活用した在宅医療、介護施設等の計画的な整備

- ・ 「地域医療介護総合確保基金」を有効的に活用して、在宅医療・介護施設等を着実に整備。
 - ※ 「地域医療介護総合確保基金」「在宅医療の推進に関する事業」「介護施設等の整備に関する事業」に活用して、整備を推進。
- ・ 特に、平成30年度から始まる第7次医療計画及び第7期介護保険事業計画には、必要なサービス見込み量を記載し、計画的・整合的に確保。

(2) 慢性期の医療・介護ニーズに対応できるサービス提供体制の見直し

- ・ (1)に加えて、厚生労働省に有識者による検討会を直ちに設置し、慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制のあり方について、検討を開始。年内をメドに見直しの選択肢を整理。

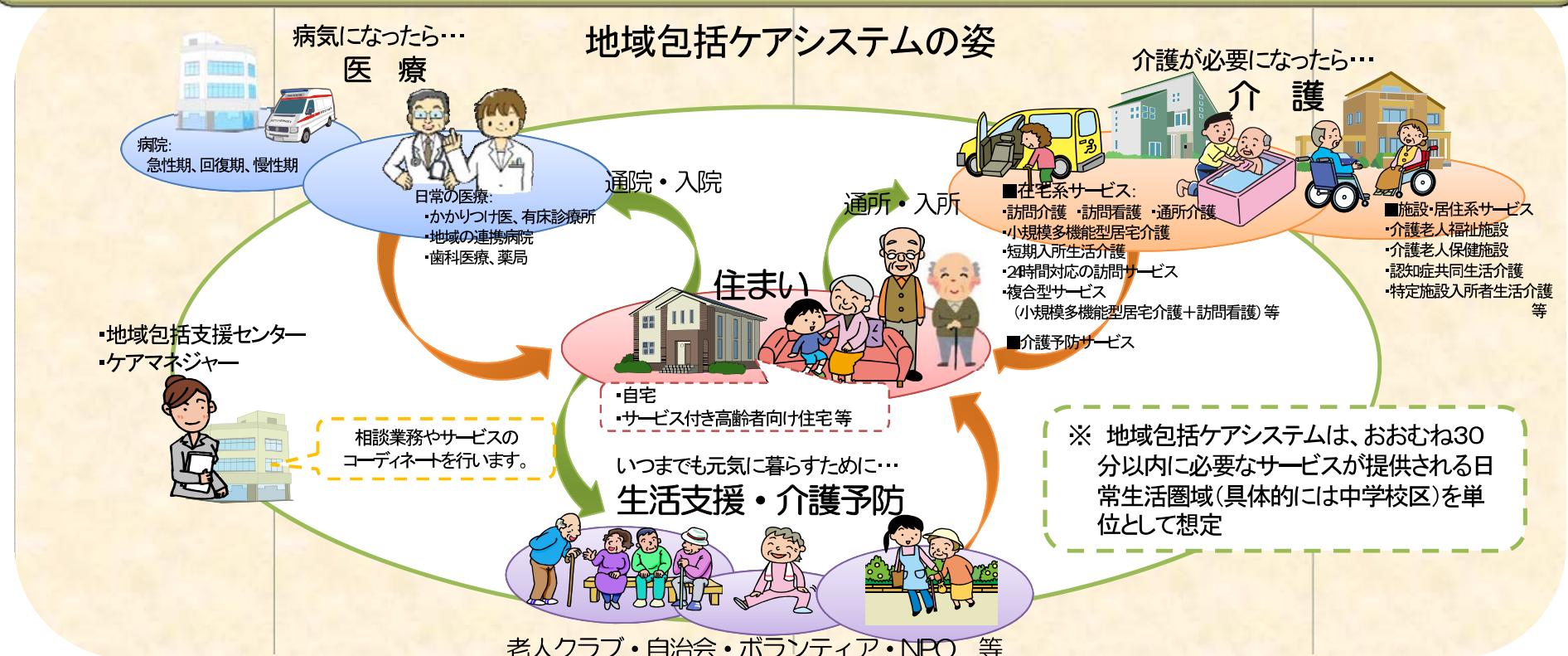
<療養病床の在り方等に関する検討会>

- ※ 【検討内容】
 - ① 介護療養病床を含む療養病床の今後のあり方
 - ② ①以外の慢性期の医療・介護サービス提供体制のあり方
- ※ 【スケジュール】
 - ・ 7/10に第1回、9/9に第2回会議を開催。年内をメドに制度改正に向けた選択肢を整理。
 - ・ 来年以降、厚生労働省社会保障審議会において、制度改正に向けて議論。
(介護療養病床は、現行法では、平成29年度末をもって廃止されることとなっている。)

地域包括ケアシステムの構築について

厚生労働省資料

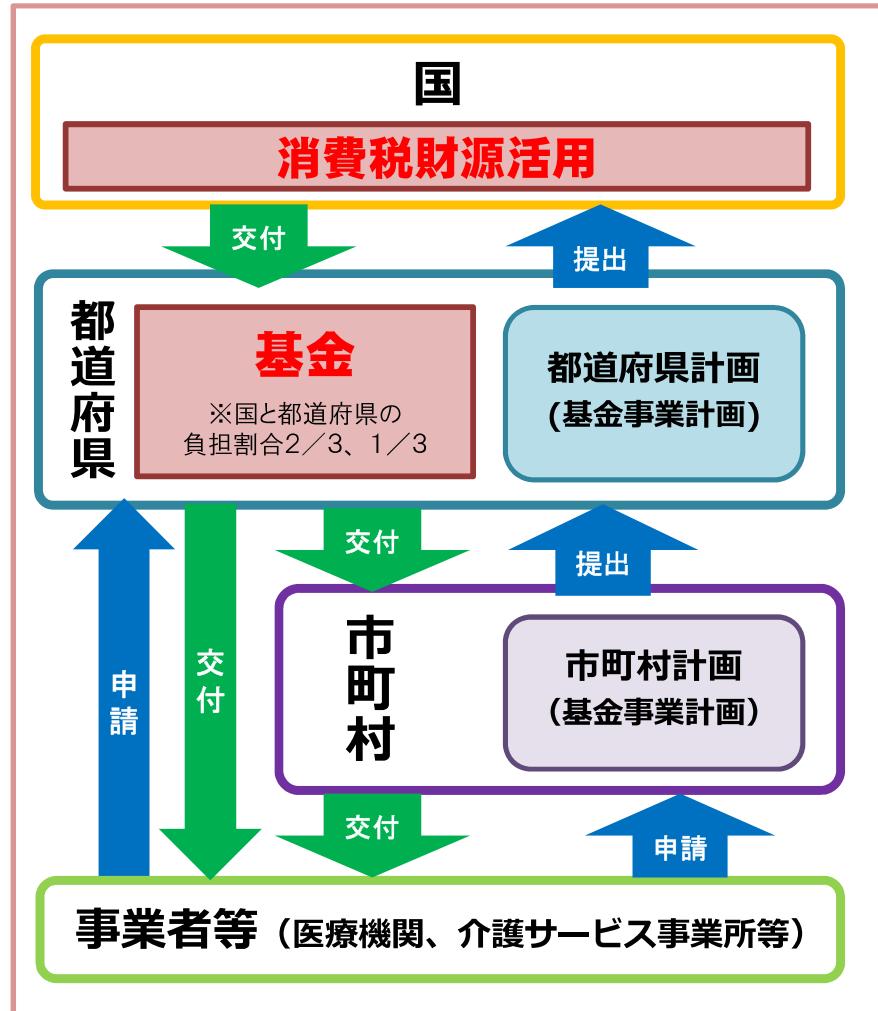
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域医療介護総合確保基金

厚生労働省資料

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定※1／目標と計画期間（原則1年間）／事業の内容、費用の額等／事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（※）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業（※）
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
- 5 介護従事者の確保に関する事業

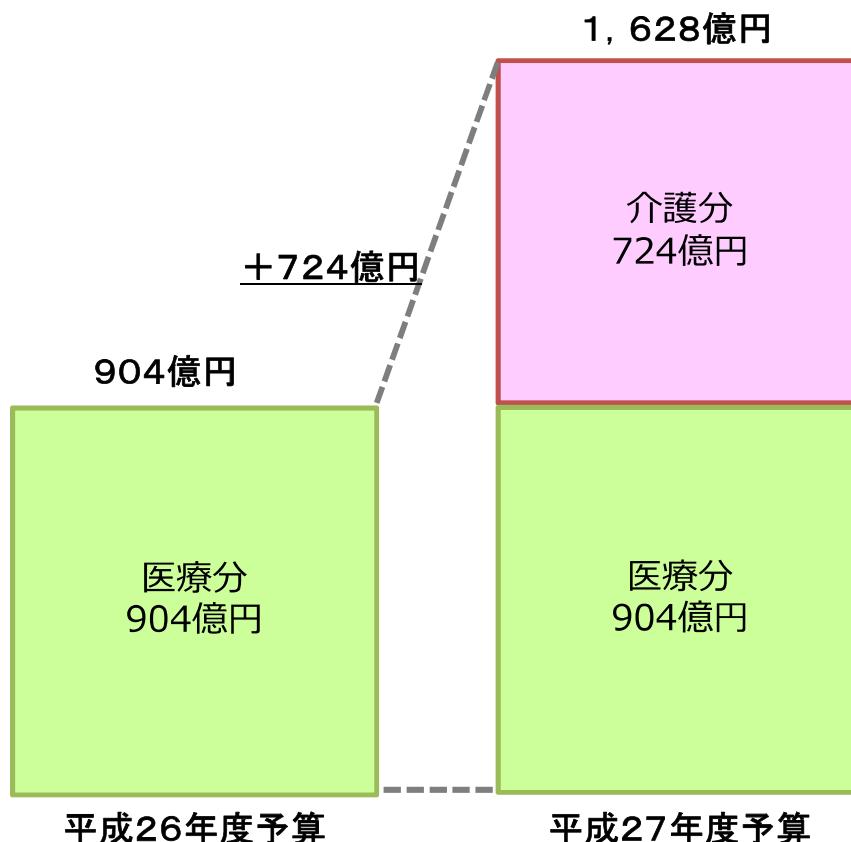
※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算について

厚生労働省資料

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税增收分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算は、公費ベースで1,628億円（医療分904億円、介護分724億円）
※ 国と都道府県の負担割合は、2／3:1／3
- 平成27年度以降は、介護を含む全ての事業を対象とすることとしており、対前年度予算724億円増。

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（※）
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業（※）
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業（※）
- 5 介護従事者の確保に関する事業

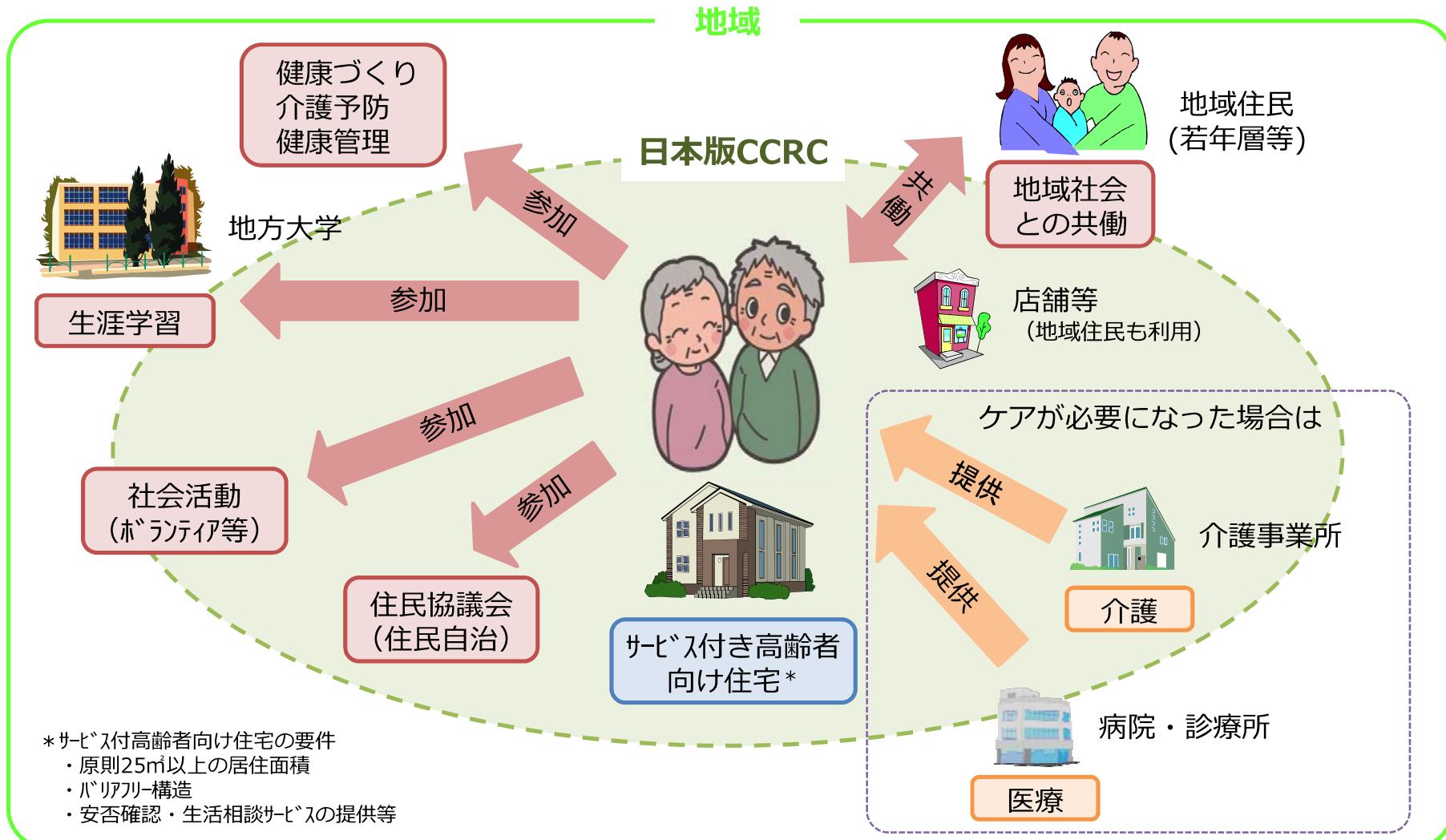
※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

スケジュール（案）

- | | |
|--------|---|
| 27年1月～ | 都道府県ヒアリング実施
(※都道府県による関係者からのヒアリング等実施) |
| 5月中 | 基金の交付要綱等の発出
介護分を都道府県へ内示 |
| 6月頃 | 医療分を都道府県へ内示 |
| 7月頃 | 交付決定（※都道府県計画提出） |

日本版CCRCにおける高齢者の生活のイメージ（案）

- ①健康でアクティブな生活の実現と継続的ケアの提供、②自立した生活ができる居住環境の提供、
- ③居住者の参画の下、透明性が高く安定した事業運営によるコミュニティの形成を一体的に実現。



※事業の透明性・安定性の確保の方策：居住者の参画、情報公開、事業の継続性確保等

日本版CCRC構想に係る政府における検討状況について

まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30閣議決定）（抜粋）

- ・ 日本版CCRC構想有識者会議において取りまとめられた「日本版CCRC構想（素案）」を踏まえ、日本版CCRC構想の具体的な内容や政策支援の在り方を内容とする「中間報告」につき、今年夏の取りまとめに向けて検討を進め、成案を得る。その後、更なる検討を進め、年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版CCRC推進の意向のある地方公共団体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。
- ・ 既存の個別施策・事業を単に組み合わせるだけではなく、ハード・ソフト両面について、全般的・総合的に開発・調整を担う「司令塔機能」の充実（コミュニティの核となる司令塔機能の整備やコーディネート人材の養成・配置等）等について更に検討を進め、結論を得る。
- ・ 日本版CCRCは、東京圏等からの移住にとどまらず、地方居住の高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流等を支援する取組として有用であることから、そうした点も重視する。
- ・ 日本版CCRC構想を推進していくため、現行の支援制度等に加えて、更なる支援策の在り方（地方創生特区、制度改正、移住・住み替え支援策等）についても、地方公共団体や関係事業主体の意見も聞きながら検討を進め、結論を得る。
- ・ 地方公共団体に対して、日本版CCRC構想の検討状況等について必要な情報提供を行い、各地域における早期の事業具体化に向けて、相談や協議を進めるとともに、遅くとも来年度中に、モデル事業の実施など各種の政策支援を講じる。

参考：日本版CCRC構想有識者会議

【目的】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、希望する高齢者が健康時から移住し、自立した社会生活を継続的に営める「日本版CCRC」の導入に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得る。

【メンバー】

増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授（座長）、池本 洋一 SUUMO編集長、受田 浩之 高知大学副学長、
河合 雅司 産経新聞論説委員、神野 正博 恵寿総合病院理事長、袖井 孝子 お茶の水女子大学名誉教授、
園田 真理子 明治大学教授、辻 一郎 東北大学大学院教授、南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長、
松田 智生 三菱総合研究所プラチナ社会研究センター主席研究員、森田 朗 国立社会保障・人口問題研究所所長

東京圏高齢化危機回避戦略 一都三県連携し、高齢化問題に対応せよ <概要版>

I. 東京圏(一都三県)の高齢化はどう進むのか

■今後東京圏は急速に高齢化。後期高齢者は10年間で175万人増

- 団塊の世代が大量に高齢化。2020年には高齢化率26%超へ。
- 後期高齢者は今後10年間で175万人増(全国の3分の1を占める)

■千葉県、埼玉県、神奈川県の方が、東京都より高齢化率が高くなる

- 2025年の高齢化率は、東京都25.2%に対し、千葉県30.0%、埼玉県28.4%、神奈川県27.2%にまで上昇。
- 後期高齢者の増加率も周辺県の方が高い。東京都34%増に対し、埼玉県54%、千葉県51%、神奈川県46%の増加。

■東京都区部は、若者が流入する一方、高齢者は流出している

- 周辺県の方が高齢化率が高い理由は、高度成長期に造成された大規模団地の入居者が今後高齢化するため。高齢単身世帯も急増。
- 若年層は周辺地域から都区部に流入しているが、60代以降の高年齢層は逆に都区部から周辺県に転出していることも影響。(住民基本台帳ベース)。

II. 東京圏の医療・介護は今後どうなるのか

■2025年東京圏の介護需要は、埼玉県、千葉県、神奈川県で50%増加

- 全国平均32%増に対し、東京38%増、埼玉52%増、千葉50%増、神奈川48%増。

■東京圏は、都圏域を超えて医療介護サービスが利用されている

- 急性期医療(一般病床)は、周辺地域が東京都区部に依存。埼玉県10%、千葉県6%、東京都市町村部12%、神奈川県5%が東京都区部の医療機関に入院。
- 慢性期医療(療養病床)および介護は、都区部が周辺地域に依存。有料老人ホームやサ高住など特定施設では、都区部の住民が都区部内施設に入居している割合は68%。
- 「一人当たり急性期医療密度」は埼玉、千葉、神奈川の多くが0.6~0.8(全国平均1)。高齢者の肺炎・骨折など急性期医療を中心に医療不足が深刻化する。

■東京圏全体で介護施設の不足が深刻化。高齢者が奪い合う事態になる【図】

- 2015年は都区部の不足を周辺地域が補っているが、2025年以降、東京圏全地域でマイナスとなり深刻な不足が生じる恐れ(図)。

■東京圏の医療介護体制の強化は国民経済的に負担が大きい。人材流入が高まれば、「地方消滅」が加速する

- 介護施設整備費は東京は秋田県の2倍。介護給付費は20%上乗せ。上乗せ部分の負担額全国1700億円のうち800~900億円が東京圏。
- 2025年にむけて東京圏では80~90万人の増員が必要。

後期高齢者の介護施設等の収容能力



東京圏の高齢化問題への対処は、日本全体の将来像を左右する

III. 東京圏の高齢化問題にどう対応すべきか～東京オリンピック・パラリンピック後では間に合わない。今から議論し、対策を行う

1. 医療介護サービスの「人材依存度」を引き下げる構造改革

- ICTやロボットなどの活用によるサービスの効率化、生産性の向上。
- 資格の融合化、マルチタスク型の人材の育成。
- 外国人介護人材受け入れの積極的推進。

2. 地域医療介護体制の整備と高齢者の集住化の一体的促進

- 医療介護や日常を支えるサービスに、徒歩や公共交通機関でアクセスできる地域への集住を促進。
- 大規模団地の再生(高齢者の活躍できる場の確保、医療福祉拠点の整備、若者の団地入居促進等)
- 宅地価格下落に備え、早期住み替えを促進する税制措置、公的な買い上げシステムの整備。
- 「空き家」を有効活用(医療介護拠点への転用等)

3. 一都三県の連携・広域対応が不可欠

- 一都三県+5指定都市の連携による「東京圏高齢者ケア・すまい総合プラン(仮称)」の策定。
- 国も積極的に支援。

4. 東京圏の高齢者的地方移住環境の整備

- 移住関心者に対し、ワンストップ相談窓口の整備や移住に伴う費用の支援、お試し移住支援などを推進。
- 定年前からの勤務地選択制度や地方移住(二地域居住を含む)を視野に置いた老後生活の設計を支援。※企業の雇用延長等により、60代前半の移住が減少
- 日本版CCRC構想の推進

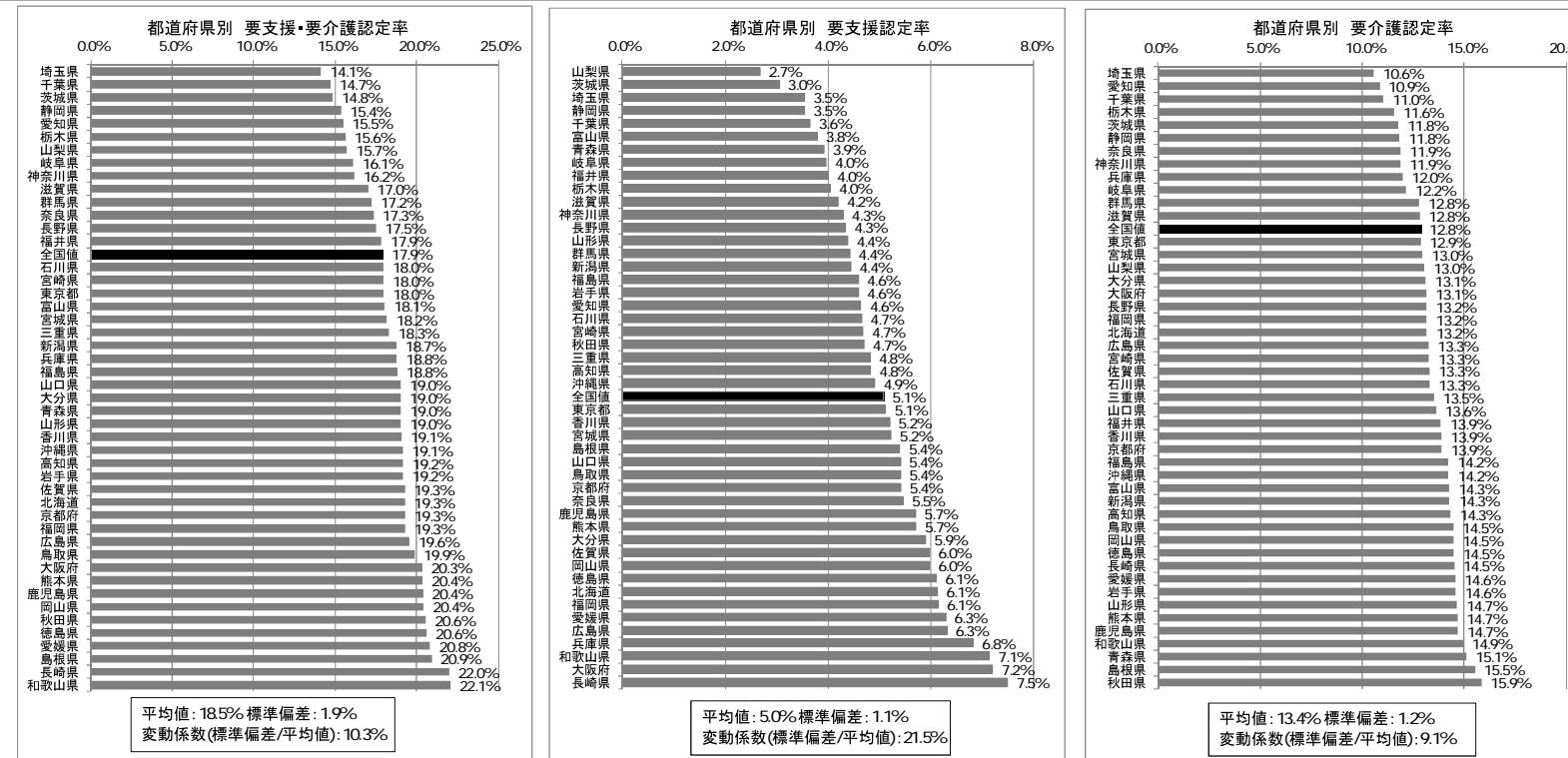
(補論)医療介護体制が整っている41圏域

※高橋泰 国際医療福祉大学大学院教授による推計「一人当たり医療密度」×「介護ベット準備率」による。二次医療圏の代表的都市名と道府県名を記載。
室蘭市(北海道) 函館市(北海道) 旭川市(北海道) 帯広市(北海道) 釧路市(北海道) 青森市(青森県) 弘前市(青森県) 秋田市(秋田県) 山形市(山形県) 上越市(新潟県) 富山市(富山県) 高岡市(富山県) 福井市(福井県) 福知山市(京都府) 和歌山市(和歌山县) 岡山市(岡山县) 鳥取市(鳥取県) 米子市(鳥取県) 松江市(島根県) 宇部市(山口県) 高松市(香川県) 坂出市(香川県) 三豊市(香川県) 徳島市(徳島県) 新居浜市(愛媛県) 松山市(愛媛県) 高知市(高知県) 北九州市(福岡県) 大牟田市(福岡県) 鳥栖市(佐賀県) 別府市(大分県) 八代市(熊本県) 宮古島市(沖縄県) 準地域:北見市(北海道) 盛岡市(岩手県) 金沢市(石川県) 山口市(山口県) 下関市(山口県) 熊本市(熊本県) 長崎市(長崎県) 鹿児島市(鹿児島県)

都道府県別に見た認定率

平成27年7月1日 医療・介護情報の分析・
検討ワーキンググループ 厚生労働省資料

- 都道府県毎の要支援・要介護認定率には地域差が認められる。
- 要介護認定率は、一般的には加齢とともに介護ニーズが高まるところから、高齢者のうち年齢が高いものの割合が大きい地域の方が要介護認定率が高い傾向にある。
- 要支援認定率は、高齢化の影響というよりも①社会参加の状況(就業率等)、②介護予防活動の取組状況等といったその地域の実情により、地域毎に一定の差が生じているものと考えられる。
- 全国一律の基準に基づく要介護認定制度の公平・公正な運用のため、認定調査員に対する研修等を実施している。



出典)介護保険事業状況報告(暫定)(平成27年3月分)

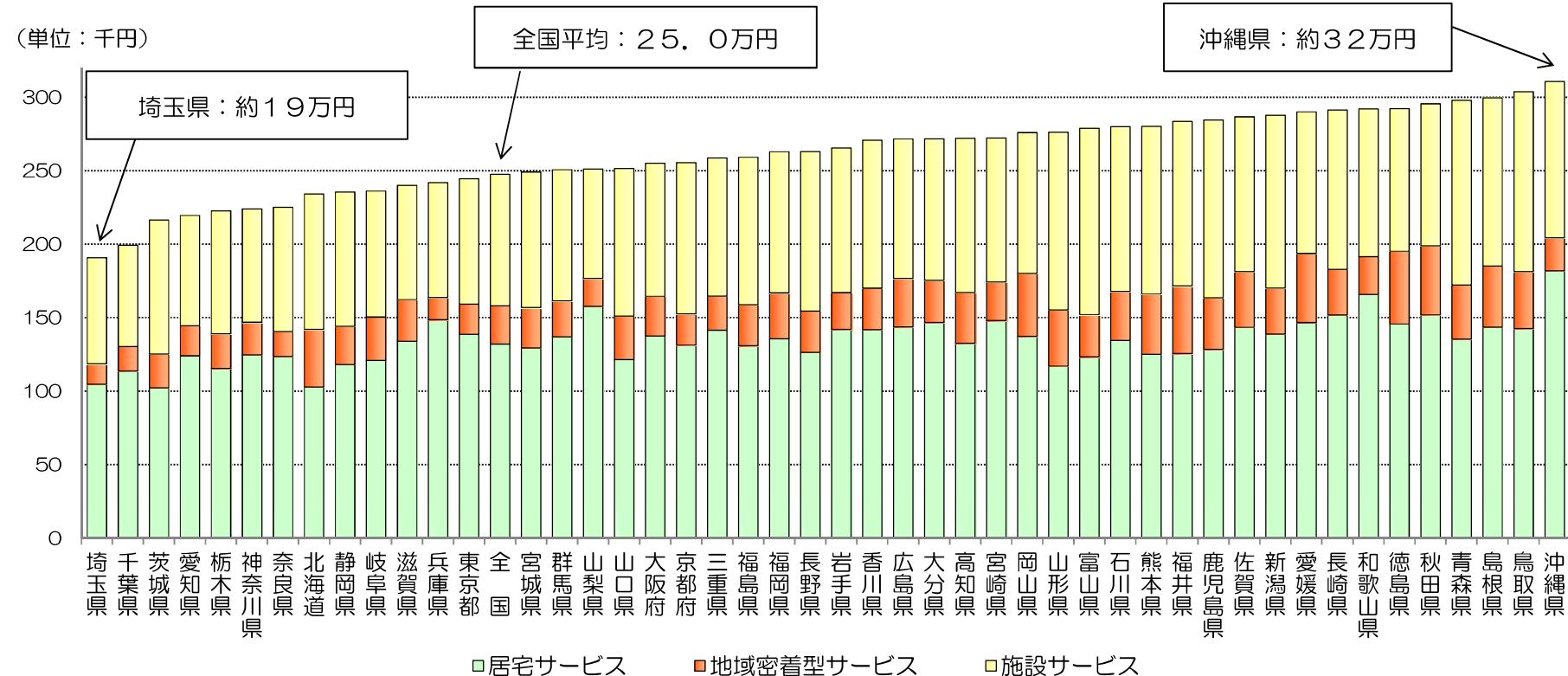
※標準偏差 データ分析のバラツキの程度を示す指標で、標準偏差が大きいとその集団のバラツキが大きいことを意味する。

※変動係数 スケールの違いによる影響を除いたデータ分布のバラツキの程度を示す指標で、変動係数が大きいとその集団のバラツキが大きいことを意味する。

都道府県別の第1号被保険者1人あたり介護給付費

平成27年7月1日 医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ 厚生労働省資料

- 第1号被保険者1人あたりの年間の介護給付費の全国平均(平成25年度)は、合計では25.0万円となっている。
- 都道府県別にみると、埼玉県は約19万円となっているのに対して、沖縄県では約32万円となっており、約1.6倍の格差が生じている。



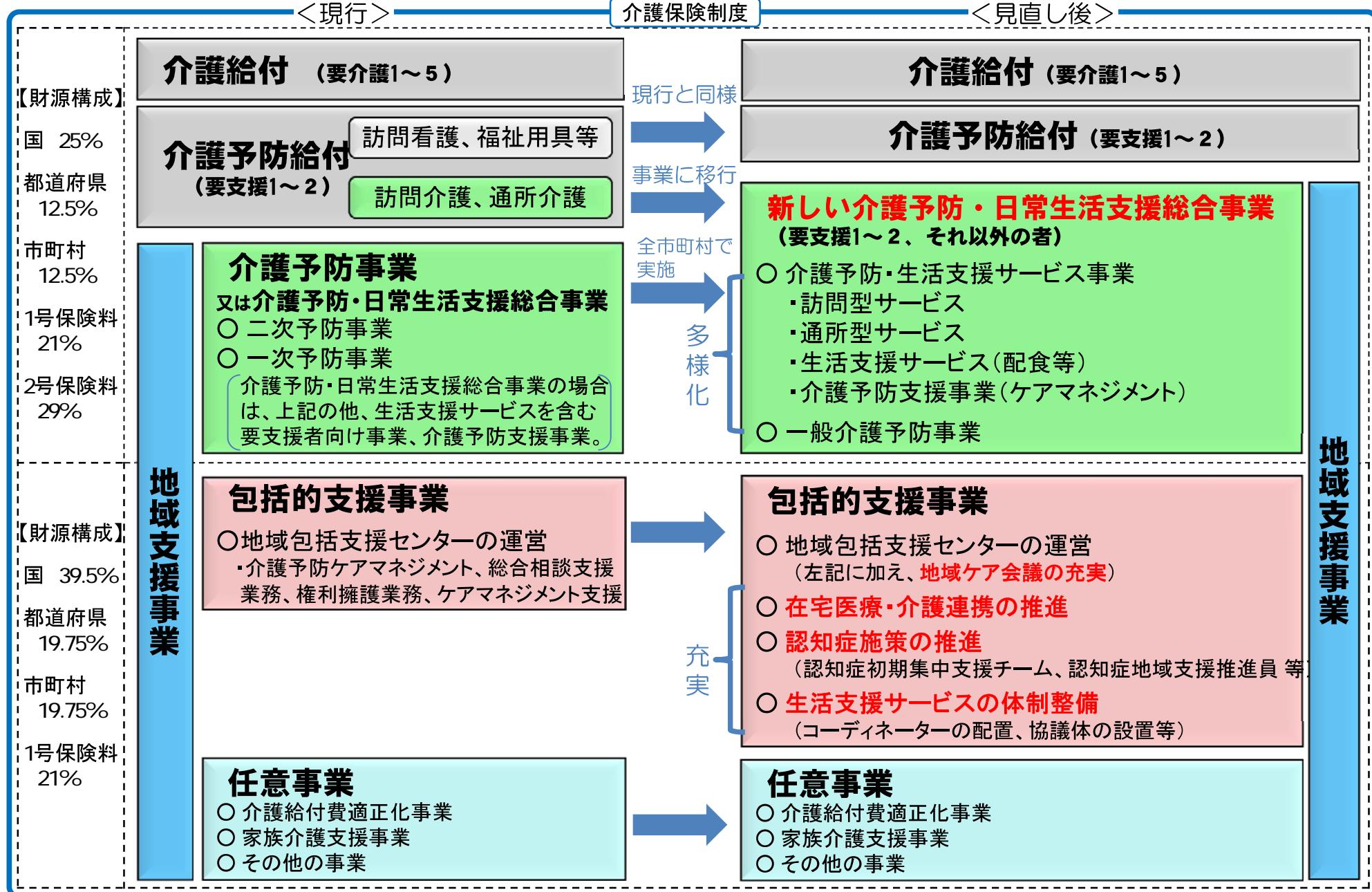
※第1号被保険者1人あたり給付費 = 平成25年度給付費累計 / 平成25年度末第1号被保険者数

※高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費は含まない。

【出典】介護保険事業状況報告年報(平成25年度)

新しい地域支援事業の全体像

厚生労働省資料

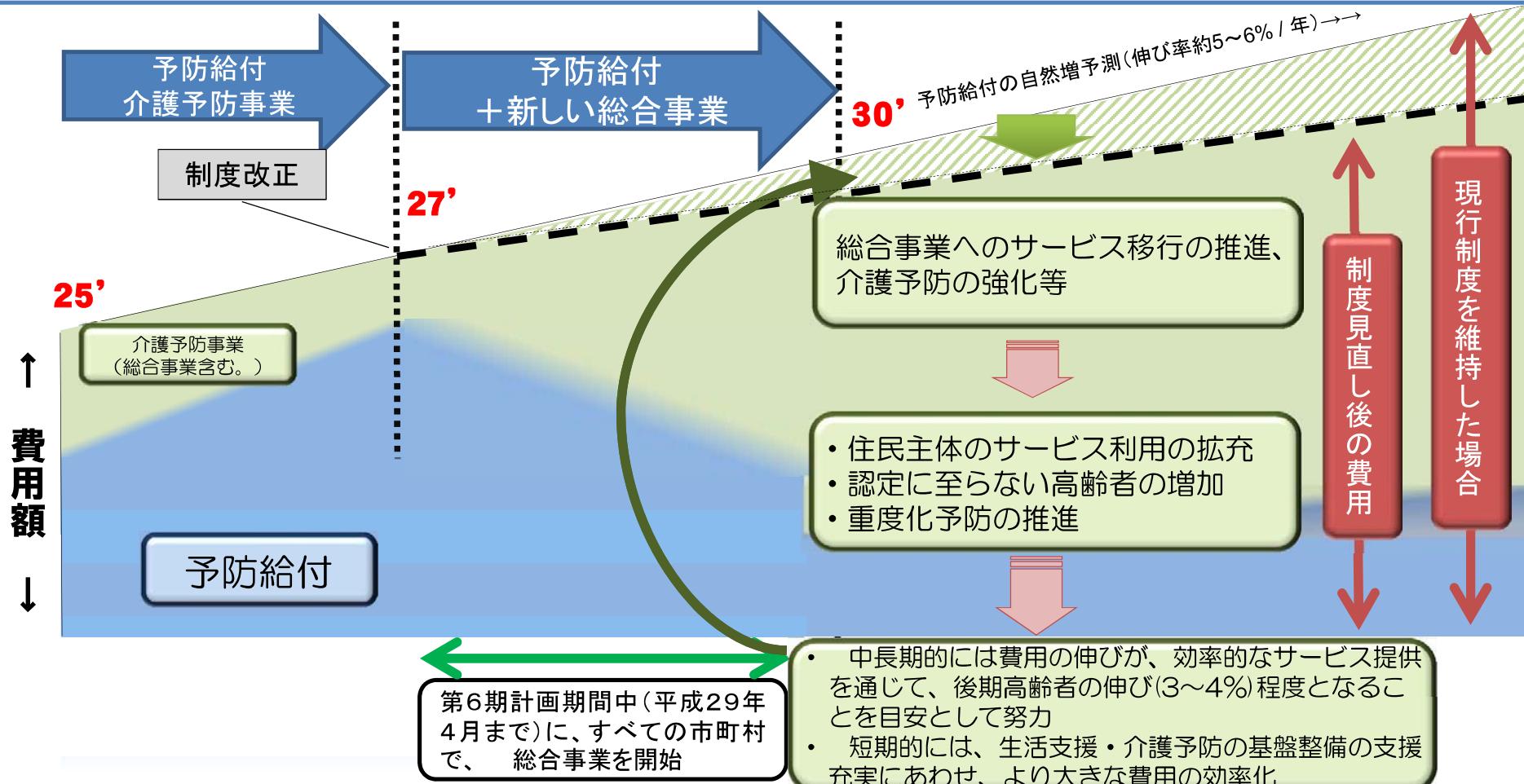


介護予防給付から新しい総合事業への移行による費用の効率化（イメージ）

厚生労働省資料（一部加工）

予防給付の見直し（訪問介護、通所介護）

- 要支援者に対する介護予防給付（訪問介護・通所介護）については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直す。市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度末にはすべて事業に移行。訪問看護等は引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
- 全国一律のサービスの種類・内容・運営基準・単価等ではなく、市町村の判断でボランティア・NPO・民間企業、社会福祉法人、共同組合等の地域資源を効果的に活用できるようにしていく。
- 移行後の事業も、介護保険制度内でのサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- 地域の実情に合わせて一定程度時間をかけ、既存介護サービス事業者の活用も含め多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行う。



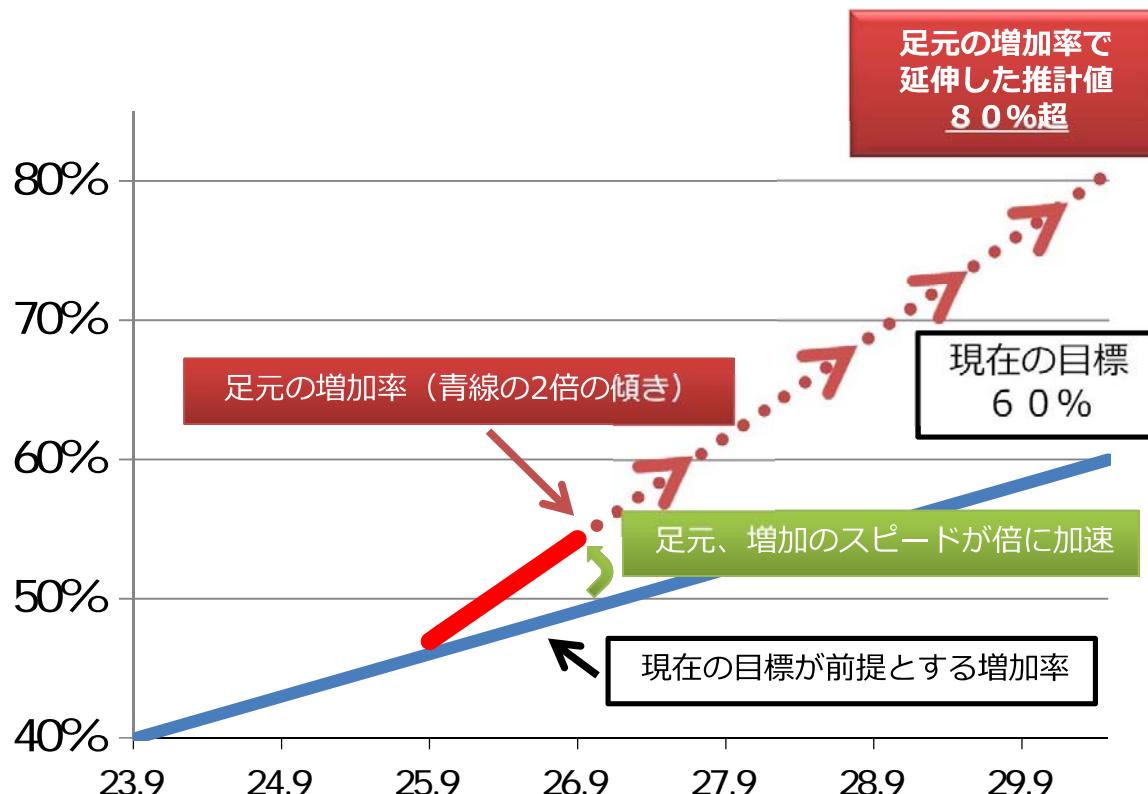
後発医薬品(ジェネリック)の使用割合目標の引上げ

財政健全化計画等に関する建議
(平成27年6月1日 財政制度等審議会) 参考資料

- 過去の改革努力や後発医薬品使用に対する国民意識の高まり等を背景に、使用割合増加の速度が倍増している（調剤医療費をベースとする推計）。
- 足元の後発医薬品使用増加の傾向を継続する観点から、現行の目標（2017（H29）年度内に60%）の目標割合の引上げ（2017（H29）年度内に80%）を行い、これに対応した措置をとることが必要。
- 後発品メーカーの設備投資計画など、関係者の将来予測を確保する観点からも、単なる現行目標の「達成時期の前倒し」ではなく、本年夏の段階で、3年程度先の目標を示すことが重要。

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）

後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。



特許切れ市場における後発医薬品シェアの国際比較

日本 (2013年)	46.9%
	(現在の目標) 2017 (H29) 年度に60%
アメリカ (2010年)	約90%
イギリス (2013年)	75.2%
ドイツ (2013年)	82.5%
フランス (2012年)	70.7%

(出典) 日本 : H25年9月薬価調査
アメリカ : 2012 IMS Health
イギリス : Analysis of NHS prescription data for 2013
ドイツ : Pro Generika(IMS PharmaScope)
フランス : フランス政府・医療品経済委員会2012年活動レポート
(Rapport annuel 2012 CEPS)

(4) 国民健康保険

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年5月27日成立)

厚生労働省
資料

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。

1. 国民健康保険の安定化

- 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化 (27年度から約1700億円、29年度以降は毎年約3400億円)
- 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

2. 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施
(現行:1/3総報酬割→27年度:1/2総報酬割→28年度:2/3総報酬割→29年度:全面総報酬割)

3. 負担の公平化等

- ①入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
(現行:1食260円→28年度:1食360円→30年度:1食460円。低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者の負担は引き上げない)
- ②特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする (紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入)
- ③健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を引き上げ (121万円から139万円に)

4. その他

- ①協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる
- ②被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し
(被保険者の所得水準の低い組合に影響が生じないよう、調整補助金を増額)
- ③医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進
 - ・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
 - ・保険者が行う保健事業に、予防・健康づくりに関する被保険者の自助努力への支援を追加
- ④患者申出療養を創設 (患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み)

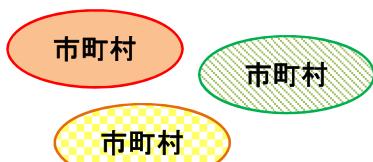
【施行期日】 平成30年4月1日 (4①は公布の日 (平成27年5月29日)、2は公布の日及び平成29年4月1日、3及び4②～④は平成28年4月1日)

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的な役割を果たす

(構造的な課題)

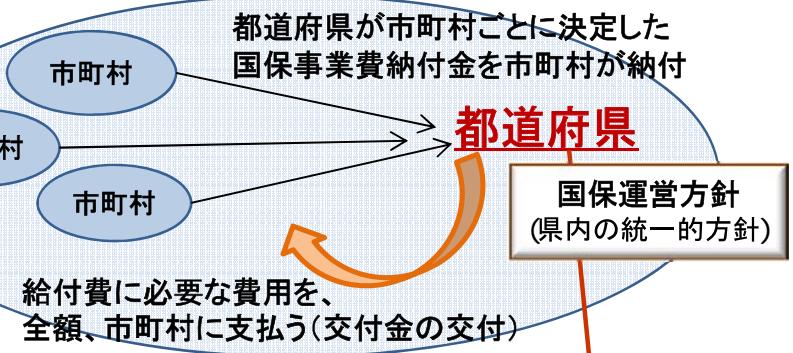
- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的な役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)

- ・市町村ごとの納付金を決定

市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本

- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定

- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整

- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

厚生労働省資料

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、
毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額（約3兆円）の1割を超える規模
- ※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充（約1,700億円）

<平成30年度から実施>（毎年約1,700億円）

- 財政調整機能の強化（財政調整交付金の実質的増額）
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等)
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- 財政リスクの分散・軽減方策（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応 等） 等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等（平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円）
- ・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

地方単独事業に係る市町村国保の公費負担の調整

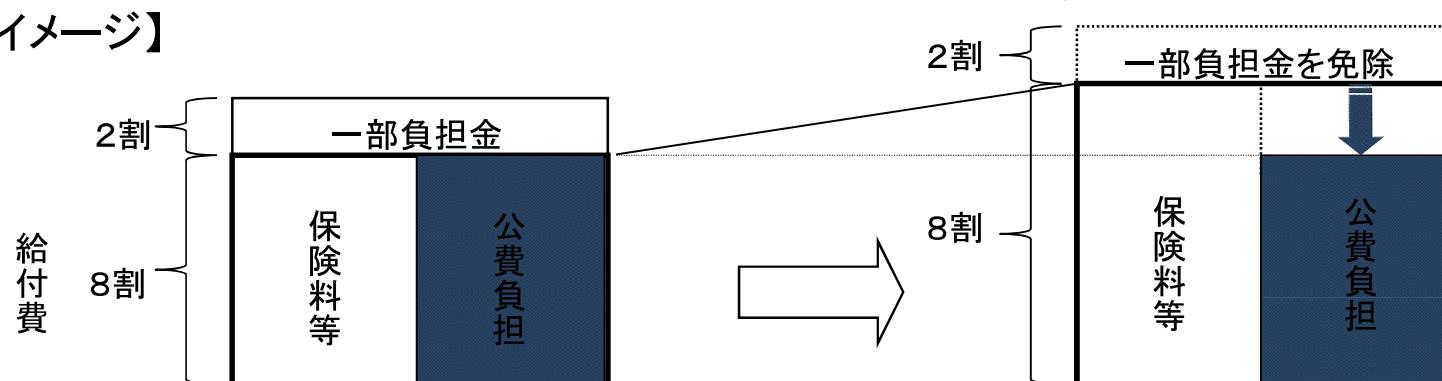
平成27年9月2日 子どもの医療制度の在り方等に関する検討会（第1回）資料

- 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。 [昭和59年～]

平成25年度	子ども		高齢者	障害者	全体
	乳幼児	小学生以上			
減額調整の規模	79.2億円	35.7億円	22.7億円	283.1億円	480.6億円
対象市町村数	1,395	1,154	228	1,108	1,421

※ 全体には、母子・父子家庭等を対象にするものも含まれる。

【イメージ】



地方単独事業を実施していない市町村

地方単独事業を実施している市町村

国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）（抜粋）

平成27年2月12日 国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、厚生労働省は、以下の方針に基づき、必要な予算の確保、本年通常国会への所要の法案の提出等の対応を行う。

4. 今後、更に検討を進めるべき事項

- また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不斷の検証を行うことが重要である。そして、その際には、地方からは子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、こうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととする。

地方単独事業に係る国庫負担調整に関する国会答弁（議事録）

平成27年3月17日（火）参・予算委員会 議事録（抜粋）

○西田実仁委員（公明）

地方単独事業であります子供医療費の窓口負担の軽減と国保の国庫負担の減額調整措置につきましては、今お話をございましたように、三十年前に創設された古い制度であります。この間に少子化などの社会状況は大きく変化をしている。また、ただいま大臣からも御答弁ありましたように、地方の単独事業とはいっても既に多くの自治体で実施されておりまして、時代に即した制度の見直しを行う時期に来ているのではないかと考えます。

地方創生という観点からも、子供に係る医療費の考え方を整理していくことは大変に重要であり、今後真剣に考えるべき課題であると思います。こうした観点も踏まえまして、できるだけ速やかに減額措置の見直しを含めて検討すべきと考えます。改めて厚労大臣に問いたいと思います。

○塩崎厚労大臣

今回の国民健康保険改革をまとめるための地方との協議会が、協議の場がございましたけれども、地方団体から、ただいま御指摘の措置の見直しについて要望が出されておりました。

今年二月に地方三団体と厚生労働省の間で合意をいたしました国保改革の議論の取りまとめ、ここにおきまして、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案につきまして、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくこととされたところでございます。

また、子供の医療費等の在り方につきましては、少子高齢化が進行する中で、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から考えていくことが極めて重要であるというふうに考えておりまして、これらを踏まえて、先生から御指摘の点も含め、今後、少子社会における子供の医療の在り方等を検討するための場を設けて、関係者も交えつつ議論し、しっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。

平成27年4月16日（木）衆・総務委員会 議事録（抜粋）

○田村貴昭委員（共産）

今議論してきましたように、地方が子供医療費助成制度をすれば国保の減額をする、しかし乳幼児まではもう地域差がなく、医療費が増大する波及増という理由もなくなっていました。一方で、国費を使って医療費助成を行えば減額はしないと省令で定められています。同じ子供医療費助成制度なのに、私はおかしいと思います。制度の矛盾をお感じになりませんか。

地方創生で少子化対策に交付金の活用を奨励する一方で、自治体の努力分については国庫を減らす、こうしたペナルティーはもう行うべきではない。安倍内閣として、この問題に向き合っていただきたいと思います。取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高市総務大臣

地方団体から、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すべきという御意見をいたしておりますので、厚生労働省におきましては、引き続き御議論されると思いますけれども、地方の意見をよく踏まえながら検討していただきたいと思っております。

乳幼児医療費助成に係る地方団体からの要望内容

「地方創生、地方分権改革の推進に向けて」(平成27年6月17日 地方六団体)(抄)

I 地方創生のさらなる推進

4 地方創生のための提言

(2)国自らの強力な施策展開

地方が人口減少社会に向き合い、地方創生に全力で取り組む一方で、国もその役割を主体的に果たしていかなければならない。

そのため、国においても自ら策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を迅速かつ着実に実行し、特に、以下の事項について強力に推進すること

○子どもの明るい未来の構築と大胆な人口減少対策

- ・ 結婚や出産・子育てを後押しする経済的支援制度の創設。また、既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度の創設

「国への緊急要請」(平成27年7月 全国知事会)(抄)

6 少子化対策の抜本強化

1 子育て負担の大胆な軽減

理想の子どもの数を実現させるためには、子育てや教育に伴う経済的な負担に加え、育児と仕事を両立させるうえでの課題の解決を図る必要がある。子育て世帯全般に対しては、全ての子どもを対象にした子どもの医療費助成制度を創設するとともに、創設されるまでの間の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額制度の廃止などを行うべきである。

「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」(平成27年6月10日 全国市長会)(抄)

I 少子化対策・子育て支援のための国の役割と責任

2 医療・教育はナショナルミニマムとして国が責任を持つこと。

(2)子育てにかかる医療費は、国が全国一律で負担すること。

子育ての不安を払拭するためには、妊娠・出産・幼児医療など子どもの生命に係る保障が、全国どこにいても、また、世帯の経済状況に影響されることなく、担保されることが必要である。

そのため、すべての都市自治体が、財政状況などを勘案しながら可能な範囲で単独施策として実施している子ども医療費の無償化については、国の責任で実施すべきである。

また、産科・小児科医の確保等の地域医療の充実、保育料負担の軽減について、国はより積極的に責任を果たすべきである。

医療保険制度における自己負担の推移

～昭和47年 12月	昭和48年1月～	昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年 10月～	平成15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～
老人医療費 支給制度前	老人医療費支給制度 (老人福祉法)			老人保健制度				後期高齢者 医療制度
国 保	3割							75歳以上
被用者本人	定額 負担	なし	入院300円/日 外来400円/月	→1,000円/日 →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) *診療所は定額制を 選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み所得者3割)	1割負担 (現役並み所得者3割)
被用者家族	5割	若 人	国保 高額療養費創設(S48～)	入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))	3割 薬剤一部負 担の廃止	3割	70歳未満	2割負担 (現役並み所得者3割) ※平成26年3月末までに70歳に 達している者は1割 (平成26年4月以降70歳にな る者から2割)
		被用者 本人	定額 →1割(S59～) 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担				3割 (義務教育就学前2割)
		被用者 家族	3割(S48～) →入院2割(S56～) 高額療養費創設 外来3割(S48～)	入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))				

(注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。

・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設

・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

(参考) 介護保険はこれまで1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得がある者については自己負担割合を平成27年8月から2割とする改正を行った。

3. 幼児教育の無償化

「幼児教育無償化」について

平成25年6月6日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

(1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点を踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。

(2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。

(3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

「幼児教育無償化」について

平成26年7月23日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」(平成26年6月24日閣議決定)、「第2期教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)においても「財源を確保しながら段階的に進める」等とされている重要課題である。
- このため、今年度(平成26年度)に引き続き、平成27年度においても、昨年6月に本連絡会議で取りまとめた基本方向を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

幼児教育無償化について

平成 27 年 7 月 22 日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、本連絡会議において基本方向を定め（『「幼児教育の無償化」について』（平成 25 年 6 月 6 日 幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議））、平成 26 年度及び平成 27 年度予算編成において、無償化に向けた段階的取組を進めてきたところである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015 について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、少子化社会対策大綱等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める」とされている重要課題である。

- このため、平成 28 年度においては、別紙のとおり関係閣僚が取りまとめた基本的な考え方を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

(別紙)

平成27年5月21日

子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化に係る
平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方について

文部科学大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）

下村 博文
塩崎 恭久
有村 治子

子ども・子育て支援新制度及び幼児教育無償化について、平成28年度予算編成においては、以下の方針に基づき、取り組むこととする。

記

1. 子ども・子育て支援新制度については、0.7兆円ベースの「量の拡充」及び「質の向上」の維持を最優先しつつ、「1兆円超」の財源確保に引き続き最大限努力する。
2. 幼児教育の無償化については、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に推進する。
3. 子ども・子育て支援新制度に係る「1兆円超」及び幼児教育無償化については、平成28年度概算要求では事項要求とする。
4. 幼児教育無償化は、平成28年度予算編成においては、少子化対策を主軸としつつ、貧困対策の要素も加味して検討する。
具体的には、少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）において、多子世帯への一層の配慮が重点課題として盛り込まれたこと等を踏まえ、多子世帯・低所得世帯を優先課題との認識に立つて、以下の点に留意しながら検討する。
 - (1) 少子化対策の観点からは保育所（0～2才児）も含めた複数案の試算・検討を行う。
 - (2) 自治体実務（電算システム）への影響も考慮する。

以上

幼児教育無償化に関する政府の方針等

◎ 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[3] 教育再生と文化芸術・スポーツの振興（教育再生）

幼児教育は人格形成の基礎を培うものであり、重要な政策課題として総合的にその振興に取り組む。家庭の教育費負担軽減の観点から、「少子化社会対策大綱」等も踏まえ、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や授業料等負担の軽減に取り組む。

◎ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

【主な取組】

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を目的として、保育料等を軽減する就園奨励事業を実施する地方公共団体に対し、所要経費の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助を引き続き実施することにより、幼稚園への就園を推進する。

また、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付を創設する際には、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減が図られるものとなるようとする。この状況も踏まえつつ、幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。

◎ 子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策 1 教育の支援

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

◎ 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）

Ⅲ 重点課題

(3) 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上の子供が持てる環境を整備する。

国立社会保障・人口問題研究所の2010年の調査によれば、理想の子供数が2人以上と答えた夫婦の割合は約50%、3人は約40%、4人以上は約5%、1人は約4%となっている。3人以上の子供を持つことは、子育て、教育、子供部屋の確保など、様々な面での経済的負担が大きくなり、それが第3子以降を持てない最大の理由となっている。

全ての子育て家庭を支援していく中で、3人以上子供を持ちたいとの希望を実現するための環境を整備することは、現在の少子化に歯止めをかけることにもつながる。希望を実現するためにも、若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境整備を行うことが重要である。

別紙1 施策の具体的内容

1. 重点課題

(3) 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上の子供が持てる環境を整備する。

①子育て、保育、教育、住居など様々な面での負担軽減

○多子世帯における様々な面での負担の軽減

・幼稚園、保育所等の第3子以降の保育料無償化の対象拡大等に向けた検討

第3子以降に関する幼稚園、保育所等の保育料が一定の範囲で無償となる制度について、その対象の拡大等について、必要な財源確保方策と併せて検討を行う。

2. きめ細かな少子化対策の推進

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を応援する。

③子育て（関連：重点課題（3））

（子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減）

○幼児教育の無償化の段階的実施

・全ての子供に質の高い幼児教育を受ける機会を保障するため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた無償化に向けた取組を、財源を確保しながら段階的に進める。

◎ 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（抜粋）

所得の低い世帯の幼児教育にかかる負担を軽減し、無償化の実現に向け、一步一步進んでまいります。

幼児教育の段階的無償化に追加的に必要となる公費の推計

推定年収	全員(3歳～5歳児)	5歳児のみ
270万円未満まで	124億円 約28.4万人 (9.7%)	45億円 約9.8万人 (3.3%) 5歳児全体に占める割合 (9.7%)
360万円未満まで	729億円 約66.8万人 (22.9%)	244億円 約22.8万人 (7.8%) 5歳児全体に占める割合 (22.6%)
680万円未満まで	3,898億円 約203.5万人 (69.6%)	1,273億円 約69.4万人 (23.8%) 5歳児全体に占める割合 (68.7%)
680万円以上	7,445億円 約283.9万人 (97.2%)	2,797億円 約99.4万人 (34.0%) 5歳児全体に占める割合 (98.4%)

※私立幼稚園の新制度への移行率を 0 割とした場合の試算

※園児数、所要額は低所得階層からの累積額

全 体	合 計	約292.2万人	(100%)
(内すでに無償となっている人数)	約8.3万人	(2.8%)	

幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組） (幼稚園就園奨励費補助)

(平成25年度予算額 23,538百万円)
 平成26年度予算案 33,905百万円
 (対前年度 10,367百万円増)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。

平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。(補助率：1／3以内)

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

(無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。)

(階層区分)		(26年度)
【公立】	生活保護世帯	79,000円 (59,000円増) 保護者負担を無償
市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯(年収約270万円まで)	20,000円 (前年度同額)	
【私立】	第I階層： 生活保護世帯	308,000円 (78,800円増) 保護者負担を無償
第II階層： 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)(年収約270万円まで)	199,200円 (前年度同額)	
第III階層： 市町村民税所得割課税額 (77,100円以下)世帯(年収約360万円まで)	115,200円 (前年度同額)	
第IV階層： 市町村民税所得割課税額 (211,200円以下)世帯(年収約680万円まで)	62,200円 (前年度同額)	

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)
 ※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

●幼稚園に同時就園している場合

第2子	0.5	(所得制限を撤廃)
第3子以降	0.0	(所得制限を撤廃済)

●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子	0.75	→ 0.5 (保護者負担を半額、所得制限を撤廃)
第3子以降	0.0	(所得制限を撤廃)

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価(公立：79,000円、私立：308,000円)。

幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進 (幼稚園就園奨励費補助)

(平成26年度予算額 33,905百万円)
 平成27年度所要額 40,188百万円
 (対前年度 6,283百万円増)
 うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分
 平成27年度予算(案) 32,341百万円

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に段階的に取り組む。このため、平成27年度については、昨年度に引き続き低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、超過負担の解消を行うことにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

※子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分については「幼稚園就園奨励費補助」で対応。

※幼稚園就園奨励費補助 (補助率：1／3以内)
 幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

(階層区分)	所要額 15億円 うち、文部科学省予算計上分 12億円	
	(27年度補助単価)(年額)	(保護者負担額)(年額)
【私立】 第I階層： 生活保護世帯	308,000円 (前年度同額)	0円 ※ 26年度に保護者負担月額6,600円を無償化
第II階層： 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む) (年収約270万円まで)	272,000円 (72,800円増)	36,000円 (3,000円/月) ※ 保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ
第III階層： 市町村民税所得割課税額 (77,100円以下)世帯 (年収約360万円まで)	115,200円 (前年度同額)	192,800円
第IV階層： 市町村民税所得割課税額 (211,200円以下)世帯 (年収約680万円まで)	62,200円 (前年度同額)	245,800円

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(私立)：308,000円

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 市町村に対する補助の拡充（市町村の超過負担の解消）

所要額 49億円
うち、文部科学省予算計上分 40億円

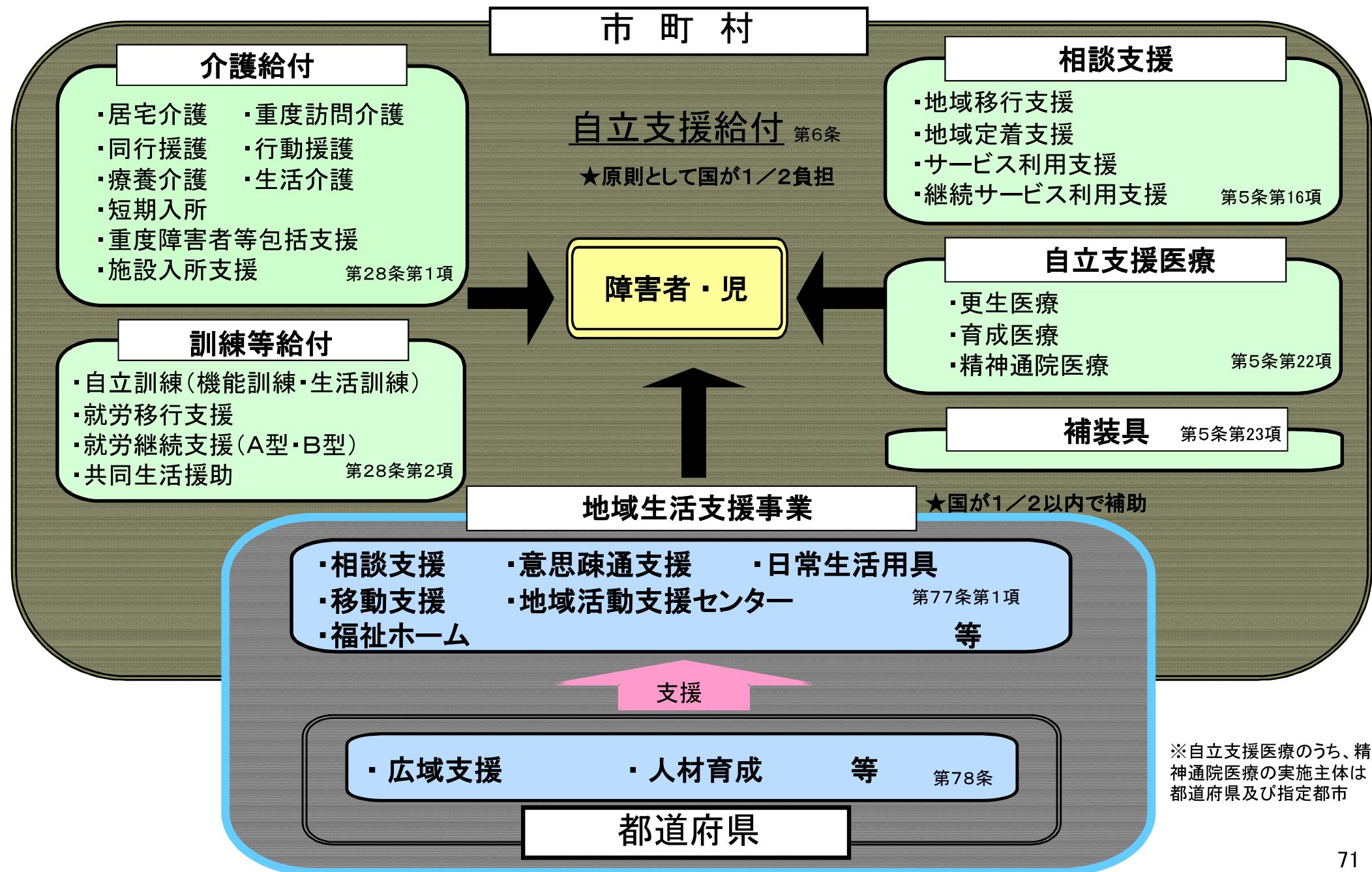
各市町村が実施している幼稚園就園奨励事業は国の補助割合が1／3以内となっているが、現在、国による補助割合が1／3に達していないため、市町村の超過負担が生じ、市町村によっては保護者への支援が必ずしも国が予定する補助単価どおりには行うことのできない実態がある。

市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

実質的な補助割合：約2／7 → 1／3

4. 障害者支援のあり方

障害者総合支援法の給付・事業



障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第3条においては、施行後3年（平成28年4月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

附 則（平成二十四年六月二七日法律第五一号）抄

（検討）

第三条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

障害福祉サービスの在り方等について (論点の整理)

厚労省資料を加工

I 常時介護を要する障害者等に対する支援について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。 等

II 障害者等の移動の支援について(※)

III 障害者の就労支援について(※)

IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。 等

V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について(※)

VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

VII 精神障害者に対する支援の在り方について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。

VIII 高齢の障害者に対する支援の在り方について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。
- 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。
- 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。 等

IX 障害児支援について(※)

X その他の障害福祉サービスの在り方等について

[地方財政に影響が及ぼす論点]

- 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。 等

※ II、III、V、IXについては、今のところ地方財政に影響が及ぶような論点はない。

障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しに係る
今後の障害者部会のスケジュール（案）

4月28日 3年後見直しに係るフリートーク

5月末～6月中旬 関係団体ヒアリング（4回程度）
(全国知事会、全国市長会、全国町村会含む。)

7月～11月 個別論点について議論（月2回程度）

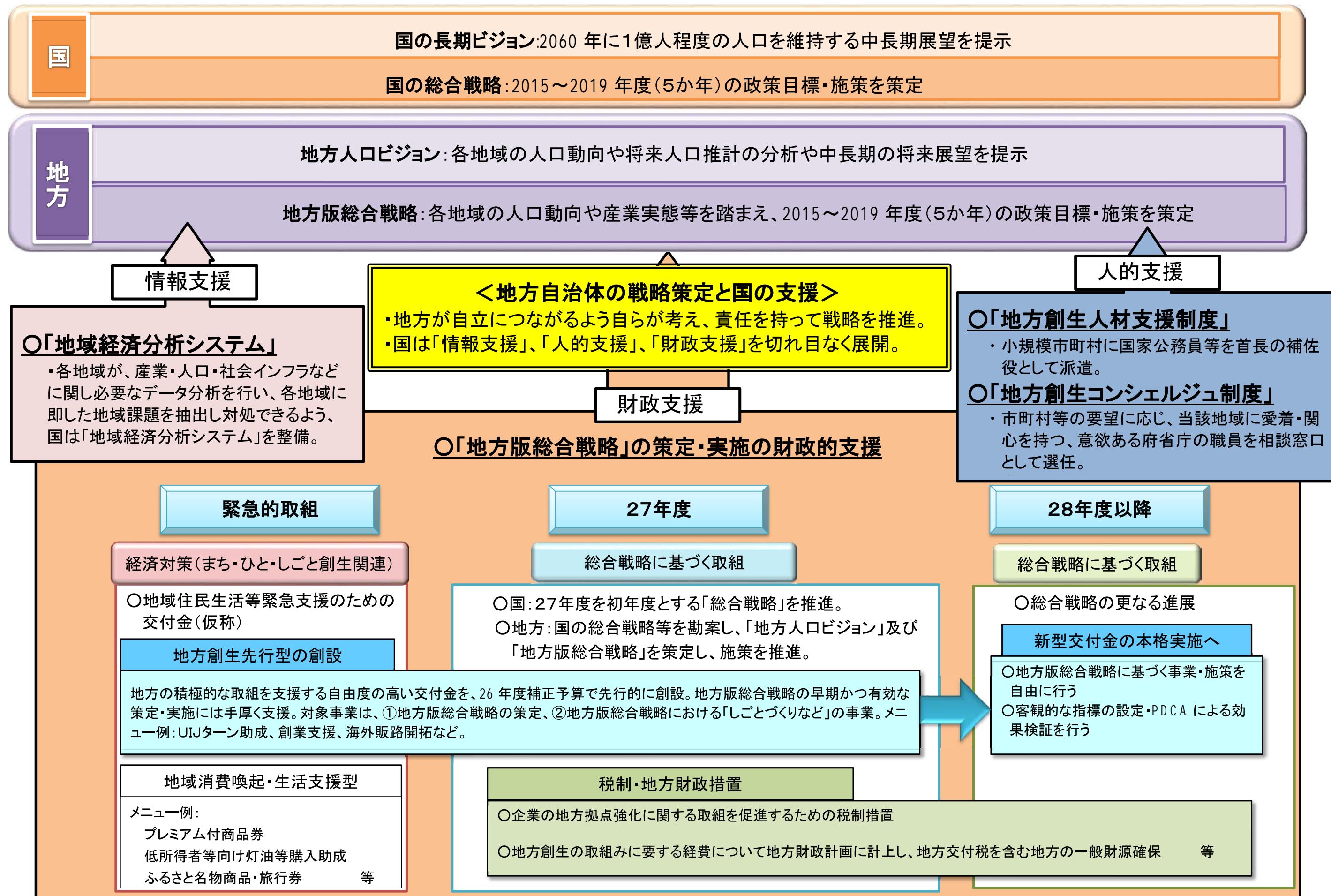
11月～12月目途 とりまとめ（予定）

次期通常国会 提出

※ 障害者部会には、全国市長会、全国知事会も委員として出席。

5. 新型交付金

地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開



地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)とまち・ひと・しごと創生事業費について

まち・ひと・しごと創生の取り組みを推進するため、「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」と「まち・ひと・しごと創生事業費」等により、地方の個性を尊重し、活気あふれる発意に基づく地方公共団体の取組を支援

地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型) 平成26年度補正予算 1,700億円

- 「地方版総合戦略」の円滑な策定と、これに関する優良施策の実施を支援
- 「政策5原則」に沿いながら地方公共団体が自由度の高い事業設計を行えることとともに、事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とPDCAの体制整備を求める
その際、国は地方公共団体に対するサポート体制を整備し、事業の実施計画の策定から実施までを支援する

(参考) 「政策5原則」:①自律性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視

新規性のあるソフト事業(H26.12.27以降に予算計上される事業)を対象

客観的な指標による基礎交付(1,400億円)のほか、優れた事業等を対象とした上乗せ交付(300億円)

まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政計画の歳出への計上 平成27年度地方財政計画(歳出)1.0兆円

- 地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取組に要する経費を計上
- 地方交付税の基準財政需要額で算定し、使途に制限のない一般財源(地方税、地方交付税等)により、各地方公共団体の取組に要する財源を保障

(参考) 当該経費を算定するため、「地域の元気創造事業費」(H26創設)に加えて、「人口減少等特別対策事業費」を創設



両者が相俟って、全国津々浦々で、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生を推進

地域住民生活等緊急支援のための交付金とまち・ひと・しごと創生事業費について

	地域住民生活等緊急支援のための交付金 (地方創生先行型)	まち・ひと・しごと創生事業費
	平成26年度補正予算 1,700億円	平成27年度地方財政計画（歳出） 1兆円
目的	地方公共団体による <u>地方版総合戦略の円滑な策定</u> と <u>これに関する優良施策の実施</u> に対し国が支援	地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、 <u>地域の実情に応じたきめ細かな施策</u> を可能にする観点
性格	国庫補助金（補助率10/10）	一般財源（地方交付税の基準財政需要額で算定）
対象事業	① 地方版総合戦略の策定に係る事業 ② 地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって <u>地方版総合戦略に位置づけられる見込みのもの</u> ※メニュー例を地方公共団体に提示	限定なし
使途制限	・新規性のあるソフト事業（H26.12.27以降に予算計上される事業）を対象 ・ハード事業（建設地方債対象事業）は原則不可	制限なし（地方交付税法3条2項）
配分	基礎交付：1400億円 人口、財政力指数等の客観的な指標により配分（就業、人口流出、少子化の現況指標が悪いところに配慮） 上乗せ交付：300億円 <u>政策5原則等からみた内容の優れた事業、地方版総合戦略の策定状況</u> に応じて配分	客観的な指標により配分 ① 地域の元気創造事業費の算定（4,000億円程度）（⑩比+500億円） 各団体の「行革努力の取組」と「地域経済活性化の成果」を反映 ② 人口減少等特別対策事業費の算定（6,000億円程度）（新設） 各団体のまち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
効果検証の仕組み	事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とP D C Aの体制整備を求める →地方公共団体は、 <u>交付金実施計画</u> を策定し提出（記載事項） <ul style="list-style-type: none"> ・個々の事業ごとの重要業績評価指標及び目標年月 ・効果検証の方法、時期及び体制 等 	各地方公共団体において、「地方版総合戦略」に地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、その進捗を検証し、改善（P D C Aサイクル）

※メニュー例
 ④創業支援・販路開拓
 ①「地方版総合戦略」の策定
 ⑤観光振興・対内直接投資
 ②UIJターン助成
 ⑥多世代交流・多機能ワンストップ拠点（小さな拠点）
 ③地域しごと支援事業
 ⑦少子化対策（地域消費喚起等型対応等を除く）

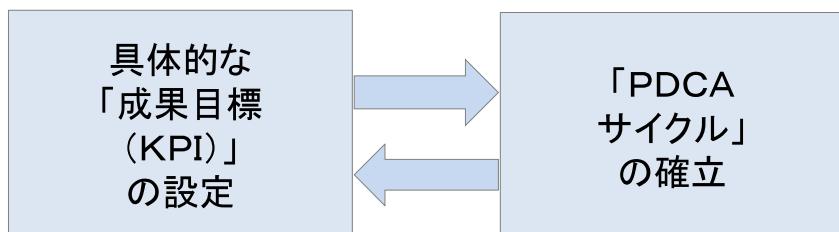
地方創生の深化のための新型交付金

28年度概算要求額 各府省合計**1,080億円**【うち優先課題推進枠**307億円(事業費ベース 2,160億円)**

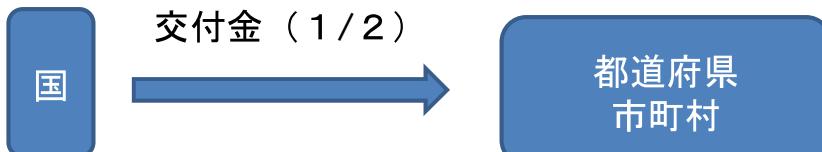
内閣官房まち・ひと・しごと
創生本部事務局作成
平成28年度概算要求資料

事業概要・目的

- 統一的な方針の下で関係府省が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、28年度において新たな交付金を創設(「骨太の方針」「創生基本方針」)
- 地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



資金の流れ



事業イメージ・具体例

【想定される支援対象】

①先駆性のある取組

- ・官民協働や地域間連携、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルプランディング、日本版DMO、生涯活躍のまち（日本版CCRC）、小さな拠点 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組(政策間連携)

- ・地方公共団体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

まち・ひと・しごと創生本部
事務局作成資料
(8/25 自民党地方創生
実行統合本部資料)

◆ローカルイノベーション

- 明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等を通じて地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆サービス生産性の向上等

- 地域におけるサービス産業の生産性の向上のため、地域金融機関、商工会議所等との連携強化を図る。また、事業者と支援人材とのマッチング等を行う。
- 対内直接投資の拡大に資するよう、地域におけるビジネス環境の改善、新陳代謝や標準化の促進を図る。

◆生涯活躍のまち(日本版CCRC)/移住促進

- 生涯活躍のまち(日本版CCRC)の創設により、高齢者の移住・住み替え支援、就労、生涯学習、社会参加の確保や地域コミュニティの形成に資する取組と併せて、地域への移住を促進する施策を総合的に行う。

◆「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化

- 「小さな拠点」等を核に、生活機能の確保に加え、都市部との交流による観光誘致や地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化を図り、自立的な集落の実現を目指す。

◆ローカルプランディング/DMOを核とした観光振興

- 地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向けて、必要な人材・資金等を域外から呼び込むとともに、地域商社的な機能を有した新たな推進体制の形成等を通じ、販路の開拓に向けた環境整備を行う。
- 広域観光戦略の実現に向け、多様な関係者の協働及び地域間連携を引き出し、日本版DMOを確立する。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- 今後、地域において、地方創生を担う様々なタイプの専門人材が求められることから、産学官等と連携した、地方創生に向けた取組の核となる人材の育成・確保を進める。

◆地域ぐるみの働き方改革

- 出生率向上の一環として、20~30代の子育て世代の雇用者等をターゲットとした長時間労働の見直しなど働き方改革に官民が協働して取り組む。

◆コンパクト化と交通ネットワークの形成等

- 一定の地域に人と企業を集積する「密度の経済」を実現するため、都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組の連携の促進と、その戦略的な運営に取り組む。

※ 上記の事業例は現時点のものであり、今後、関係各府省庁の参画を得ながら、先駆的な事業例の具体化を進める。⁸⁰

6. PPP／PFI の推進

PPP／PFIについて

- 民間と地域の双方にとって魅力的なPPP／PFI事業として、10年間(平成25年度から平成34年度)で12兆円規模に及ぶ事業を推進。(「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 上記のうち、公共施設等運営権方式について、集中強化期間(平成26年度から平成28年度)・重点分野・数値目標(空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件)を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2～3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)
- 地方公共団体がPPP／PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる(イコールフッティングを図る)ことが基本。
- 公共施設等運営権制度(コンセッション方式)による事業についても同様。具体的な措置の内容については、個別の事例に応じて対応予定。
- 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じることとしている。(平成27年2月18日総務省自治財政局財政課事務連絡)

<コンセッション方式による事業の各段階におけるイコールフッティング>

	地方公共団体の歳入・歳出	地方交付税の取扱い
導入時	(歳入) 事業体から地方公共団体が受け取る運営権対価 ※一方、事業期間中の料金収入が消滅する。	運営権対価は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業期間中	(歳出) 運営権設定前に地方公共団体が当該施設の整備に係る経費に充てるために発行した地方債の償還費 ※コンセッション事業の導入に伴う繰上償還は不要	普通交付税の基準財政需要額に算入されていた地方債の償還費については、コンセッション事業を導入する前と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
	(歳出) 運営権設定後に地方公共団体が当該施設の増改築等に係る経費として事業体に支出した費用 ①地方債を発行する場合 ②後年度に割賦払いでの支出しの場合	直営で実施した場合に地方債の償還費が普通交付税の基準財政需要額に算入される施設に係る左記の①、②の費用については、直営で実施した場合と同等に普通交付税の基準財政需要額に算入する。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。
事業終了時	(歳入) 料金収入の復活	料金収入は普通交付税の基準財政収入額に算入しない。 ⇒普通交付税の減少要因とはならない。

「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」（抄） (平成27年6月30日閣議決定)

第3章「経済・財政一体改革」の取組ー「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

[I] 公的サービスの産業化

- ・上下水道、公営住宅、空港などの社会資本や公共施設の整備・運営に関しては、公費負担の抑制につながる場合には、多様なPPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することにより、民間の資金・ノウハウの活用を大幅に拡大する。その導入の状況を踏まえつつ、適用範囲を拡大していく。
- ・PPP/PFIと通常の公共施設整備・運営とのイコールフッティングを徹底するとともに、地方公共団体等に周知する。また、質の高いサービスを効率的に提供する優良事例を全国展開する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[2] 社会資本整備等

（民間能力の活用等）

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の実行を加速する。このため、日本版「資本のリサイクル」として、コンセッションや公的不動産の利活用、公共施設の集約化や複合利用、公共施設集約に伴う余剰地の売却再投資などの公的ストックの有効活用、包括的民間委託や上下水道など複数分野の一体的な管理委託など、多様なPPP／PFI手法の積極的導入を進め、民間ビジネスの機会を拡大する。

PPP／PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP／PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。その一環として、通常の公共施設整備・運営とのイコールフッティングの更なる確保等コンセッションをはじめとするPPP／PFIの円滑な導入に資する環境整備を進めるとともに、それらの地方公共団体等への周知を図る。また、会計・税務等の高度な専門家チームの派遣やPFI手続の一層の簡素化を行うなど、地方公共団体の案件形成促進に向けて事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。さらに、PPP／PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。PPP／PFIを活用して行う地方創生の深化について検討する。

7. 地球温暖化対策の推進

地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯

- 京都議定書の発効を見込み、平成17年度税制改正において、環境省が環境税(地球温暖化対策税)の創設を要望(以後継続して要望)。
- 「全国森林環境・水源税創設促進連盟」が「全国森林環境・水源税」を提唱。
- 全国町村会が「石油石炭税の上乗せ税収の一部譲与」を要望。



【平成23年度～平成24年度】

- 石油石炭税(国税)に「地球温暖化対策のための税率の上乗せ」を創設。
※ 地方の要望はあったが、税収の使途はCO₂排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及びCO₂排出抑制対策を含む地方財源の確保は検討事項にとどまる。

【平成25年度税制改正大綱】

- 「早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【平成26年度税制改正大綱】

- 「新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【自民党「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT】

(平成26年3月13日設置、同年26年6月3日中間とりまとめ)

- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等係る受益と負担の関係に配意しつつ、早急に総合的な検討を進めること。
※「経済財政運営と改革の基本方針2014（骨太の方針）」にも同様の記述

【平成27年度税制改正大綱】

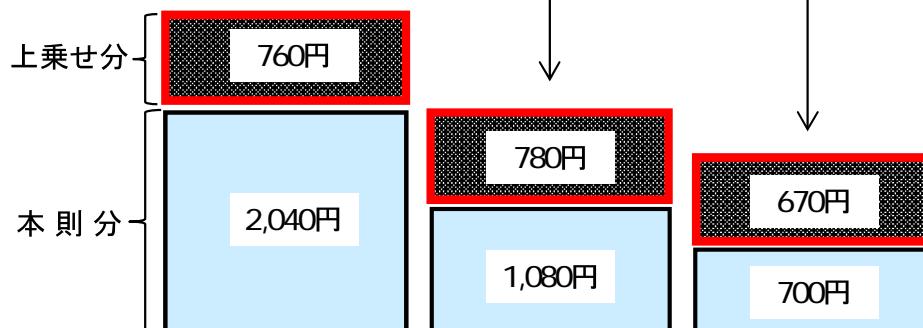
- 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。
※「森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」中間とりまとめ改訂（平成26年12月24日）を踏まえての記載。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例(上乗せ)について

- 課税主体 : 国
- 納税義務者 : 原油等を採取する者 及び 原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
- 税収の使途 : エネルギー起源CO₂排出抑制対策

税率 (段階的引上げ)

	原油・石油製品 [1kℓ当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
24年度(10月1日～)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円



税収

税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円

租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略) 石油石炭税の税額は、石油石炭税法第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け補助事業

	平成27年度当初予算額(国庫補助額)	地方負担額
経済産業省所管分	1.0億円	0.01億円
環境省所管分	364.1億円	188.0 億円
計	365.1億円	188.0 億円

第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

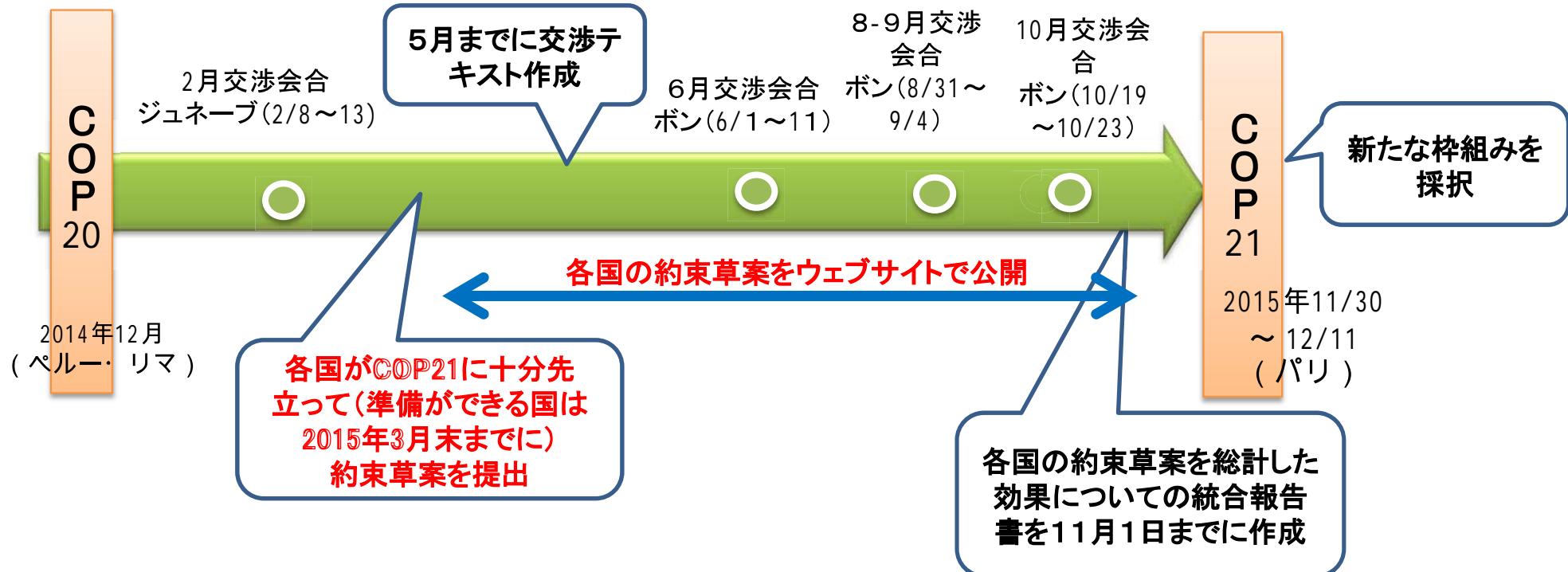
(4) 地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減などの地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援、IRENAの更なる活用などの取組を推進するとともに、我が国の2030年度(平成42年度)の温室効果ガス削減目標を示した約束草案を国連に提出し、COP21における2020年(平成32年)以降の全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に積極的に貢献する。

新たな国際枠組みの下で、国連に提出する約束草案を踏まえ、徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、排出削減対策、気候変動の影響への適応策、森林吸収源対策等に取り組むとともに、気候変動問題とその対策に係る国民の理解を促進する。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に關し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

さらに、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含む循環型社会形成、里地里山・里海の保全、海洋ごみ対策、微小粒子状物質(PM2.5)対策等を進め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。

2020年以降の枠組み合意に向けた道筋



今後の日本の対応:

- 全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組み構築に向けて、引き続き交渉に積極的に貢献。
- 世界の温暖化対策をリードすることを目指して、COP21に向け、温室効果ガスの排出について、新しい削減目標と具体的な行動計画を、できるだけ早期に策定する。(総理所信より)

森林吸収量の目標値と間伐面積の関係

- 京都議定書第1約束期間においては、期間平均6.0%の排出削減(うち森林吸収源3.8%)を約束したため、森林吸収源対策開始以前に実施していた年平均35万haに加えて、補正予算等により20万haの追加対策を実施して年平均55万haの間伐等を実施することで森林吸収量の目標を達成。
- 第2約束期間においては、温室効果ガスの削減義務を負わないが、条約事務局への報告義務を伴う取組として年平均52万haの間伐等の実施が必要。さらに、2020年以降の新たな枠組みの下でも、森林吸収量がカウントされる見込み。
- 予算が不足し、森林吸収源対策の取組が不十分となれば、第2約束期間の目標が達成できないばかりでなく、将来にわたって森林の整備水準が低いまま推移するおそれ。森林の劣化は国土保全や地域振興にも悪影響。

国際ルール 我が国の目標等	第1約束期間 2008年～2012年 (H 20～H 24年)	第2約束期間 2013年～2020年 (H 25～H 32年)	新たな枠組み[約束草案] 2021年～2030年 (H 33年～H 42年)
温室効果ガス削減目標値	期間平均 6% (1990年度比)	期間平均 なし 〔 2020年度 3.8% (2005年度比) 〕	期間平均 なし 〔 2030年度 26.0% (2013年度比) 〕
森林吸収量の目標値	期間平均 3.8% (同上)	期間平均 3.5% (1990年度比) 〔 2020年度 2.8% (同上) 〕	期間平均 なし 〔 2030年度 2.0% (同上) 〕
森林吸収源対策を巡る対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○期間平均6%の温室効果削減義務を決定 ○吸収源対策前に年平均35万haであった間伐面積を年平均55万haに引き上げる必要 ○党の京都議定書促進チームの成果である年平均1千億円程度の追加措置により間伐面積を20万ha増加 ○その結果、森林吸収量の目標を達成し、我が国の温室効果ガス削減義務の履行に大きく貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国は温室効果ガスの削減義務を負っていないが、COP19において2020年度における自主目標を表明 ○森林吸収量の目標を達成するため、安定的な財源が確保されていない中で、年平均52万haの間伐等の森林吸収源対策を着実に実施する必要 ○予算が不足し、森林吸収源対策の取組が不十分となれば、第2約束期間の目標が達成できないばかりでなく、<u>将来にわたって森林吸収量が低い水準のまま推移するおそれ</u> ⇒ 2020年以降の新たな枠組みの下でも十分に貢献できるよう、第2約束期間において森林吸収源対策を着実に実施する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○2020年以降の温室効果ガス削減目標においても、国際ルールの下で、森林吸収源対策について最大限の活用を図る必要

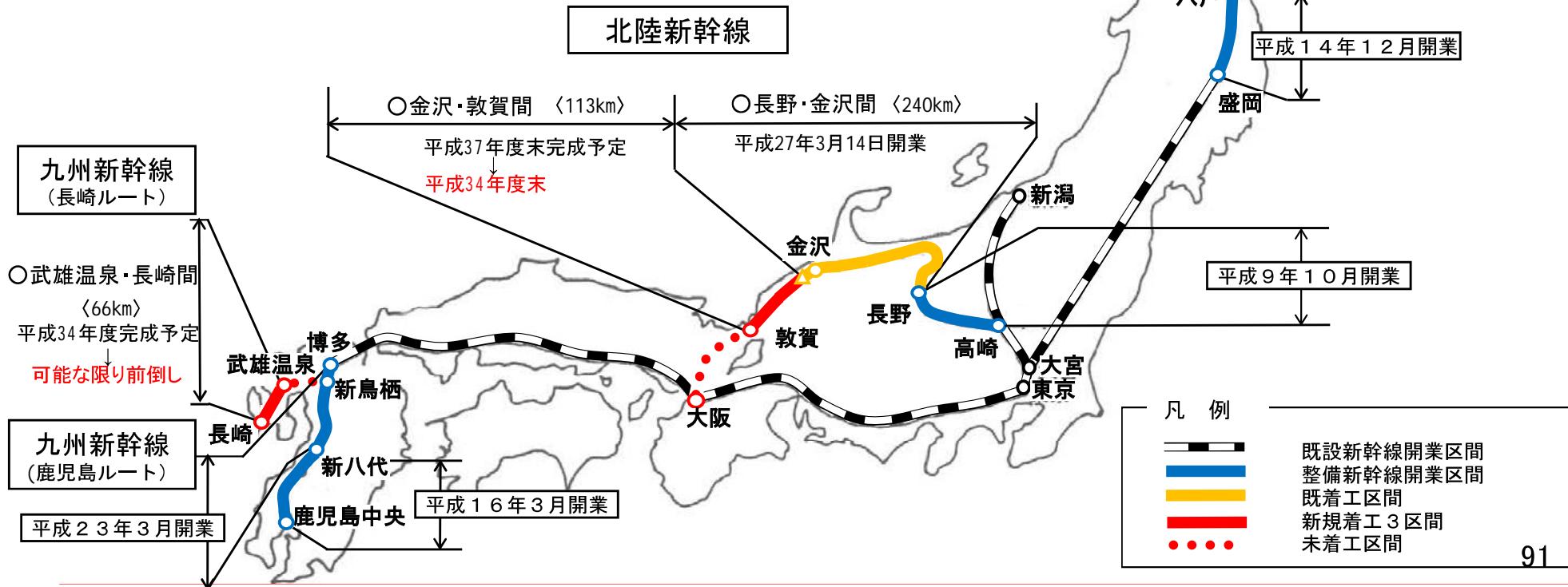
8. 整備新幹線

全国の新幹線鉄道網の現状

整備新幹線とは、「全国新幹線鉄道整備法」に基づく昭和48年の「整備計画」により整備が行われている以下の5路線のこと。

北海道新幹線	青森 - 札幌間
東北新幹線	盛岡 - 青森間
北陸新幹線	東京 - 大阪間
九州新幹線(鹿児島ルート)	福岡 - 鹿児島間
九州新幹線(長崎ルート)	福岡 - 長崎間

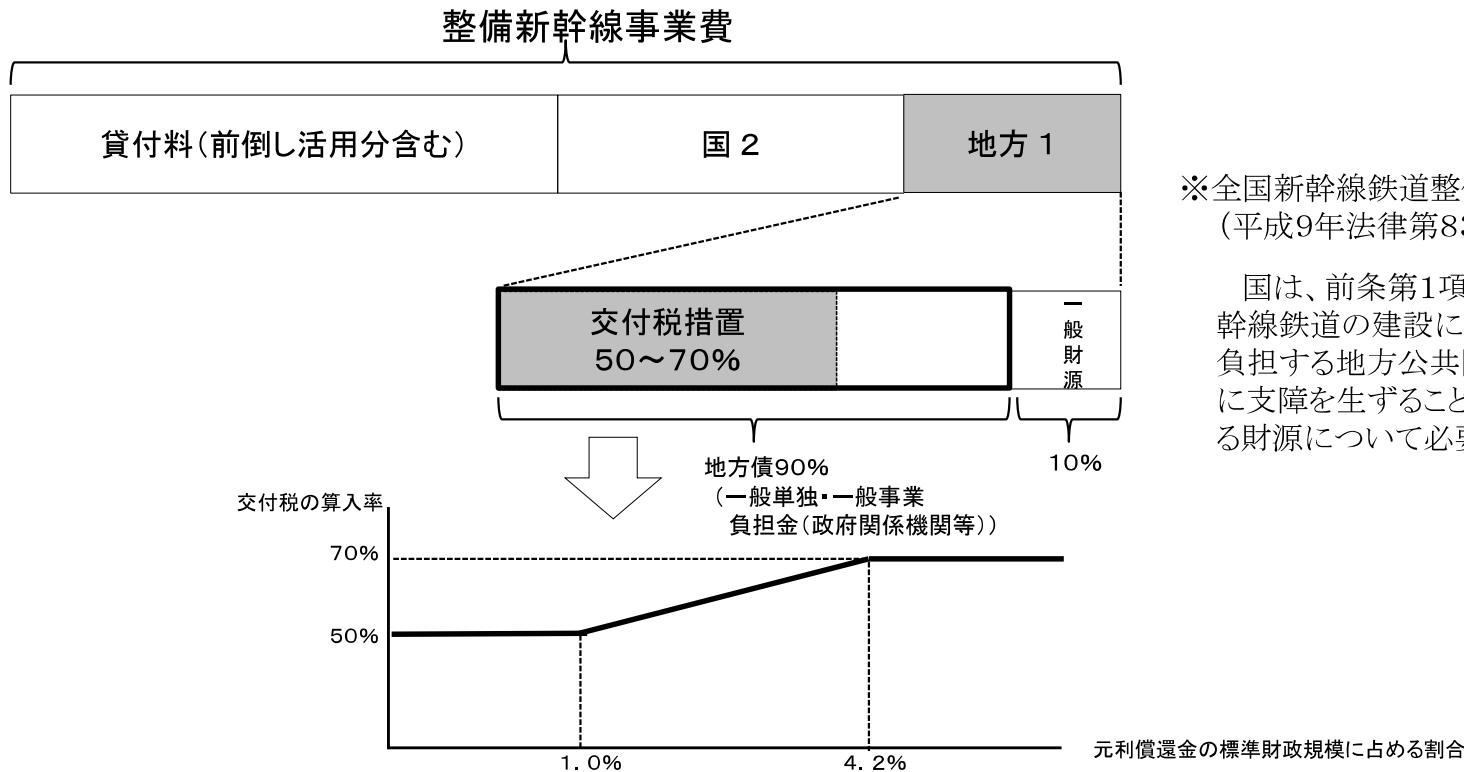
- その主たる区間を列車が時速200km以上の高速で走行できる幹線鉄道。
- (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設・保有し、営業主体(JR)に対し施設を貸付け(上下分離方式)。



整備新幹線の整備に係る地方負担に対する地方財政措置

整備新幹線の整備に係る地方負担については、全国新幹線鉄道整備法の趣旨に鑑み、地方財政措置（地方債充当率を90%とし、事業費と財政規模に応じてその元利償還金の50～70%を交付税措置）を講じている。

- 平成9年度より、全国新幹線鉄道整備法の改正等を踏まえ、整備新幹線の整備に係る地方負担について、地方債発行（充当率90%）に係る元利償還金の50%を交付税措置することとした。
- 平成20年度より、整備新幹線に係る地方債の元利償還の負担が重く、通常の算入率によっては整備新幹線に係る地方債の元利償還が過大な負担となり、財政運営に支障が生じるおそれがあると判断される地方公共団体に対して、その負担の重さに応じて交付税算入率を引き上げたところ。

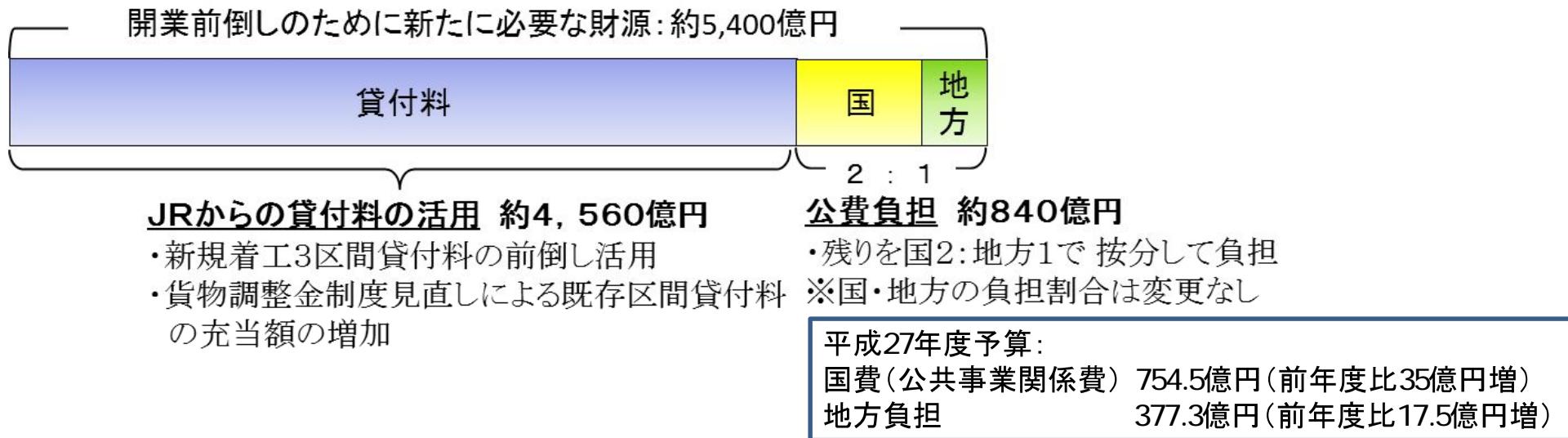


※全国新幹線鉄道整備法 第13条の2
(平成9年法律第83号により追加)

国は、前条第1項及び第2項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

政府・与党における検討結果（概要）

- 与党PTの要請通り、北海道新幹線（新函館北斗ー札幌間）は5年、北陸新幹線（金沢ー敦賀間）は3年、九州新幹線（武雄温泉ー長崎間）は可能な限り、完成・開業時期を前倒し
- そのための財源として、約5,400億円（建設終了が5年早まることにより失われる5年分の公費）が必要とされていたところ、以下のとおり財源を確保



- 貸付料の活用により、地方負担の総額は大幅に縮小
- 建設期間短縮による単年度の地方負担増も小規模
- 今回の検討結果は、関係地方団体の意見も踏まえたもので、理解が得られたもの

整備新幹線の取扱いについて

平成27年1月14日
政府・与党申合せ

一、基本的な考え方

整備新幹線は、全国的な高速鉄道ネットワークを形成し、国民経済の発展、国民生活領域の拡大、地域の振興に資するものであり、その開業効果をできる限り早期に発揮させることが国民経済上重要である。

北海道新幹線（新青森ー新函館北斗間）及び北陸新幹線（長野ー金沢間）については、完成・開業時期が近づいており、予定どおりの着実な完成・開業を実現する。

また、北海道新幹線（新函館北斗ー札幌間）、北陸新幹線（金沢ー敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉ー長崎間）については、完成・開業までに長期間を要することとされているが、あらかじめ予定されていた事業費の範囲内で早期かつ集中的な投資を行うことで、その開業効果を早期に発揮させることは、国民経済上大きな意義を持つことから、沿線地方公共団体の最大限の取組を前提に、完成・開業時期の前倒しを図る。

二、各線区の取扱い

○ 北海道新幹線

新青森ー新函館北斗間	平成27年度末に完成・開業する。
新函館北斗ー札幌間	完成・開業時期を平成47年度から5年前倒しし、平成42年度末の完成・開業を目指す。

○ 北陸新幹線

長野ー金沢間	平成27年3月に完成・開業する。
金沢ー福井 ^(注1) ー敦賀間	完成・開業時期を平成37年度から3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指す ^(注2) 。

(注1) 在来線との乗換利便性を確保し、十分な開業効果をできる限り早期に発揮する観点から、別途与党において、整備が先行している福井駅の早期活用等について、今夏までに検討を行う。

(注2) この区間にはフリーゲージトレインを導入することが予定されているが、フル規格を前提とする整備計画に影響を与えるものではない。

- 九州新幹線
　　武雄温泉－長崎間　　フリーゲージトレインの技術開発を推進し、完成・開業時期を平成34年度から可能な限り前倒しする。

三、整備財源

北海道新幹線（新函館北斗－札幌間）、北陸新幹線（金沢－敦賀間）及び九州新幹線（武雄温泉－長崎間）の完成・開業時期の前倒しに必要な財源として、これらの区間の貸付料収入を前倒しして活用する。

四、貨物調整金制度の見直し

貨物調整金制度について、並行在来線の経営努力や、JR貨物の完全民営化に向けた進捗状況を踏まえつつ、完全民営化に向けた進捗状況を踏まえたJR貨物の負担による対応の可能性の検討、並行在来線の経営支援の観点からの一般会計による対応、JR三島貨物会社の経営自立支援を目的とする特例業務勘定からの繰入による対応、の3つの視点から見直しを行い、現在整備中の新幹線が全線開業する平成42年度までに、貸付料を財源とせずに並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する。新制度に移行する平成43年度以降の貨物調整金相当額の貸付料からの留保は行わない。

五、平成27年度の整備新幹線関係予算については、整備新幹線建設事業費1,600億円を計上し、公共事業関係費755億円を計上する。

六、今後の整備新幹線の取扱いについては、必要に応じ隨時見直しを行う。

七、本申合せに抵触しない事項であって従来の整備新幹線に係る申合せに規定されている事項は、依然として有効である。

9. その他

公共施設等総合管理計画の策定推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

取組の内容

(1)「公共施設等総合管理計画」の策定

(平成26年4月22日付総務大臣通知により策定要請)

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等や人口についての現況及び将来の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上
- ・全ての公共施設等が対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・現状分析を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。

今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳も活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・標準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靭化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

(2) 地方財政措置

① 計画策定に要する経費について、特別交付税措置

【期間】平成26年度からの3年間
【措置率】交付税措置率：50%

② 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の充当を認める特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)

【特例期間】平成26年度以降当分の間
【充当率】地方債充当率：75%（資金手当）
【平成27年度地方債計画上額】340億円（事業費ベース：450億円）

③ 計画に基づく公共施設の集約化・複合化について、公共施設最適化事業債を創設

【期間】平成27年度からの3年間
【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
【平成27年度地方債計画上額】410億円（事業費ベース：450億円）
※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
※ 庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外

④ 計画に基づく公共施設の転用について、地方債措置を創設(地域活性化事業債の拡充)

【期間】平成27年度からの3年間
【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%
【平成27年度地方債計画上額】90億円（事業費ベース：100億円）
※ 転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。

